

経営事項審査申請の手引き

令和 7 年 8 月

岩手県県土整備部建設技術振興課

目次

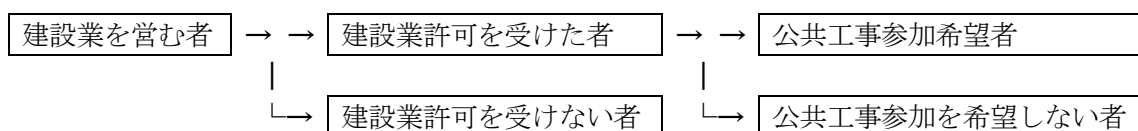
I	経営事項審査制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
	経営事項審査制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
	経営事項審査の申請手続について・・・・・・・・	P 4
	手数料について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
II	申請に必要な提出書類及び提示書類・・・・・・・・	P 10
	提出書類・確認書類・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
	申請書等の入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19
	その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19
III	申請書類の記入方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20
	記入に係る注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20
	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式二十五号の十一）	P 21
	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一）	P 28
	技術職員名簿（別紙二）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 43
	その他審査項目（社会性等）（別紙三）・・・・・・・・	P 51
IV	総合評定値（P）の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P 68

I 経営事項審査制度について

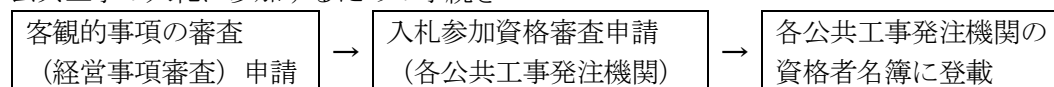
1 経営事項審査制度とは

(1) 経営事項審査

経営事項審査とは、建設業者の施工能力や経営状況等を客観的な指標で評価する制度で、公共工事（公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査です（建設業法（以下「法」といいます。）第27条の23）。この経営事項審査の義務付けの対象となる公共工事の範囲は、法第27条の13に定められており、国、地方公共団体、法人税法別表第1の公共法人及び特殊法人（一部を除きます。）が発注者である施設又は工作物に関する建設工事となります。ただし、軽微な建設工事（①建築一式工事・・・工事1件の請負代金の額が1,500万円（消費税を含む）未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅（主要構造部が木造で、延面積の1/2以上を居住の用に供するもの）の工事、②その他の工事・・・工事1件の請負代金の額が500万円（消費税を含む）未満の工事）や、物理的・経済的に影響の大きい災害等により必要を生じた応急の建設工事については、義務付けの対象外となります。なお、通常の災害復旧工事は、義務付けの対象となります。



公共工事の入札に参加するための手続き



※ 入札参加資格審査申請は、国、都道府県、市町村及び公社・公団等の資格者名簿に登録されるために必要なものであり、経営事項審査とは別に、それぞれの発注機関が定める申請書を個々に提出する必要がありますのでご注意ください。

(2) 経営事項審査の有効期間

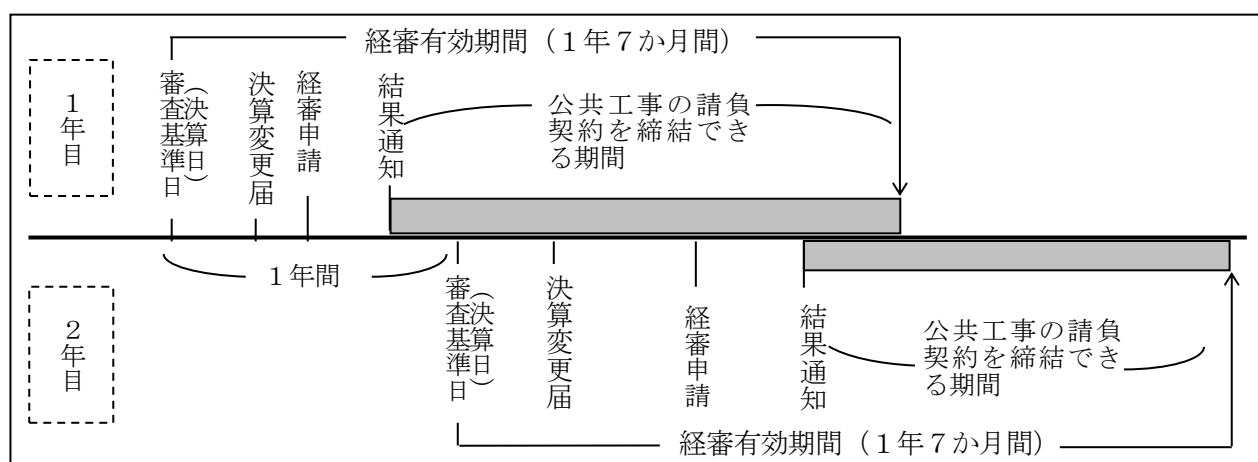
公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければなりません（建設業法施行規則（以下「規則」といいます。）第19条第1項）。

したがって、「経営事項審査の有効期間は審査基準日から1年7か月間」ということができ、経営事項審査結果通知書の受領日からこの有効期間満了日までが「公共工事の請負契約を締結できる期間」となります（図－1）。

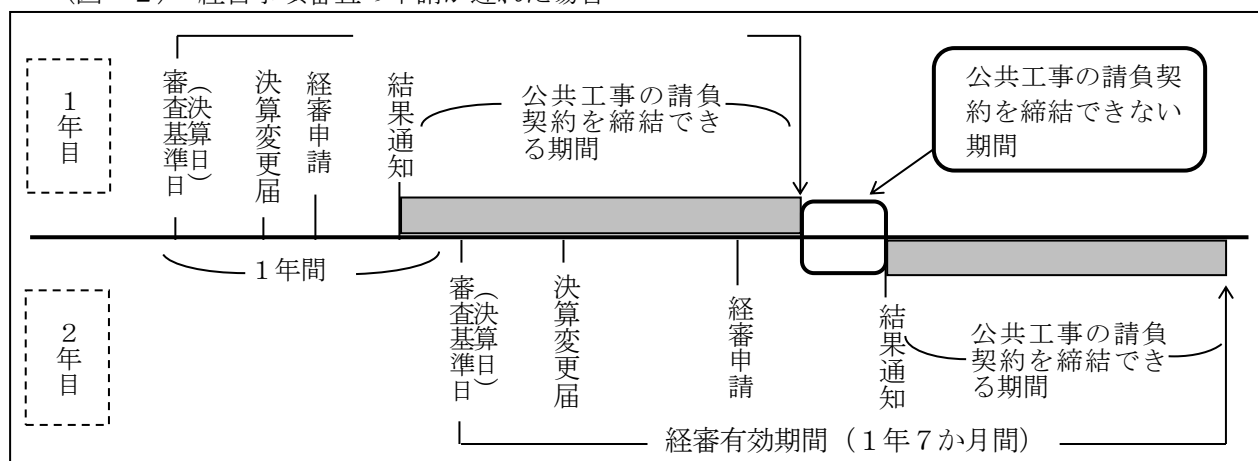
また、経営事項審査の申請が遅れた場合には、その分結果通知書の交付が遅れ、「公共工事の請負契約を締結できる期間」が途切れてしまうことがあります（図－2）。

したがって、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、この期間が途切れないように、毎年の営業年度終了後、決算関係書類が整い次第速やかに経営事項審査の申請をする必要があります。

(図－１) 経営事項審査の申請を速やかに行った場合



(図－２) 経営事項審査の申請が遅れた場合



経営事項審査の有効期間は、公共工事発注機関が作成する「入札参加資格者名簿」の有効期間とは関係がありませんので、入札参加資格者名簿の有効期間内であっても経営事項審査の有効期間が切れている場合には、公共工事の請負契約を締結することはできません。

なお、個人が建設業を相続した場合、個人が法人を設立した場合、又は法人が他の法人と合併（吸収合併により存続会社となる場合を除く）して新たに法人を設立した場合には、その人格が異なるため、建設業承継前の経営事項審査は効力を失います。速やかに新たな建設業許可を受け、その後に再度経営事項審査を申請する必要があります。

(3) 審査項目

審査項目及び基準

「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」(平成20年1月31日国土交通省告示第85号)に基づき、経営規模(X)、経営状況(Y)、技術力(Z)及びその他の審査項目(社会性等)(W)を審査することが定められています。

また、これらの各項目の審査の結果算出された評点を次の式に当てはめて総合評定値を算出することが、規則に規定されています。詳しくは、「Ⅳ 総合評定値(P)の計算方法」の項目をご覧ください。

$$P = 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

- ・ P：総合評定値
- ・ X1：経営規模のうち、完成工事高に係る評点
- ・ X2：経営規模のうち、自己資本額及び平均利益額に係る評点
- ・ Y：経営状況分析の結果に係る数値
- ・ Z：技術職員数及び元請完成工事高に係る評点
- ・ W：その他の審査項目(社会性等)に係る評点

区 分			審 査 項 目	評点幅	ウェイト
経営状況分析申請書	経営状況(Y)		① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー(絶対額) ⑧ 利益剰余金(絶対額)	0～ 1,595	0.2
経営規模等評価申請書	経営規模(X)	(X1)	① 工事種類別年間平均完成工事高	397～ 2,309	0.25
		(X2)	① 自己資本額(＝純資産額) ② 平均利益額(＝営業利益＋減価償却費)	454～ 2,280	0.15
	技術力(Z)		① 技術職員数(業種別) ② 工事種類別年間平均元請完成工事高	456～ 2,441	0.25

	その他の 審査項目 (社会性等) (W)	① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ア 雇用保険加入の有無 イ 健康保険加入の有無 ウ 厚生年金保険加入の有無 エ 建設業退職金共済制度加入の有無 オ 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 カ 法定外労働災害補償制度加入の有無 キ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ク 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 ケ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 コ 技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 ② 建設業の営業継続の状況 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理に関する状況 ア 監査の受審状況 イ 公認会計士等の数 ウ 二級登録経理試験合格者の数 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	-1,837 ～ 2,073	0.15
総合評定値 (P)	$P = 0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$	6～ 2,159		

2 経営事項審査の申請手続について

(1) 経営事項審査の申請と建設業許可

経営事項審査を申請するためには、経営事項審査を申請する建設業の種類について、建設業の許可を有していることが必要です。申請時に建設業許可があっても、経営事項審査結果通知書交付時点で建設業許可がない場合は、経営事項審査結果通知書は交付されません。

なお、年間平均(元請)完成工事高が0となる業種についても、経営事項審査の申請はできます。また、「別紙二 技術職員名簿」で技術職員数が0となる業種についても、経営事項審査の申請はできます。

(2) 経営事項審査の申請の手順

ア 登録経営状況分析機関に、経営事項審査のうち経営状況（Y）の分析についての申請を行います。総合評定値（P）を請求する場合には、当該経営状況分析結果通知書が必要となります。

経営状況分析の申請については、下記登録経営状況分析機関に直接お問い合わせください。

登録 番号	機 関 名	事 務 所 所 在 地	電話番号
1	(財)建設業情報管理センター	〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	〒860-0078 熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	〒380-0815 長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(有)九州経営情報分析センター	〒850-0025 長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(有)北海道経営情報センター	〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	〒108-0073 東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	〒755-0036 山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	〒802-0011 福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

(令和7年1月現在)

イ 下記の部署に、「経営規模等評価申請等申込票」（往復はがき）により申請日の予約をしてください（所定の様式（次ページ）により往復はがきを郵送してください）。

○岩手県知事許可業者

主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部又は土木センター

審査部署	所在地	電話番号	主たる営業所の所在地
盛岡広域振興局土木部	〒020-0023 盛岡市内丸 1 1 - 1	019-629-6632	盛岡市 滝沢市 雫石町 紫波町 矢巾町
盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター	〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市 9 - 4 8	0195-62-2888	八幡平市 葛巻町 岩手町
県南広域振興局土木部 花巻土木センター	〒025-0075 花巻市花城町 1 - 4 1	0198-22-4971	花巻市 遠野市
県南広域振興局土木部 北上土木センター	〒024-8520 北上市芳町 2 - 8	0197-65-2738	北上市 西和賀町
県南広域振興局土木部	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1 - 2	0197-22-2881	奥州市 金ヶ崎町
県南広域振興局土木部 一関土木センター	〒021-8503 一関市竹山町 7 - 5	0191-26-1418	一関市 平泉町
沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6 - 1	0192-27-9919	大船渡市 陸前高田市 住田町
沿岸広域振興局土木部	〒026-0043 釜石市新町 6 - 5 0	0193-25-2708	釜石市 大槌町
沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	〒027-0072 宮古市五月町 1 - 2 0	0193-64-2221	宮古市 山田町
沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター	〒027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 2 4 - 3	0194-22-3116	岩泉町 田野畑村
県北広域振興局土木部	〒028-8042 久慈市八日町 1 - 1	0194-53-4990	久慈市 洋野町 普代村 野田村
県北広域振興局土木部 二戸土木センター	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6 - 3	0195-23-9209	二戸市 軽米町 一戸町 九戸村

○国土交通大臣許可業者

審査部署	所在地	電話番号	主たる営業所の所在地
東北地方整備局 建政部建設産業課	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 仙台合同庁舎 B 棟	022-225-2171 (内線 6145、 6147)	県内全域

※大臣許可の申請、提出書類等については、この手引きによらず、東北地方整備局の「建設業許可・経営事項審査申請の手引き」を御参照ください。この手引きの記載内容は、岩手県知事許可業者向けのものです。

(例)

経営規模等評価申請等申込票

下記のとおり経営規模等評価（経営状況分析を除く。）の申請等を申し込みます。

記

- 1 建設業の許可番号
岩手県知事 許可（般~~一~~特－29）第000000号
- 2 商号又は名称
県土整備建設(株)
- 3 主たる営業所の所在地
〒020－8570 盛岡市内丸10－1
- 4 電話番号
019－651－〇〇〇〇

(往信はがき裏面)

ウ 所管の振興局土木部・土木センターに申込票到着後、原則2週間以内の日時（岩手県の休日に関する条例に規定する県の休日を除く日の、午前8時30分から午後5時まで）を申請等日時として指定し、申請場所と併せて「経営規模等評価等申請等日時指定票」（往復はがき（返信用））により通知します。指定票に記載された指定日時及び指定場所において、経営規模等評価（X・Z・W）の申請又は総合評定値（P）の請求（以下「申請等」といいます。）をしてください。

なお、やむを得ない理由により指定日時に持参できない場合又は結果通知日を踏まえ指定日時の申請等では不都合が生じる場合には、申込票の送付先に電話等により連絡し、指定日時の変更を受けてください。

様式第2号(例)

経営規模等評価申請日時等指定票

経営規模等評価等（経営状況分析を除く。）の申請について、下記のとおり日時等を指定します。

記

- 1 申請日時
令和3年 4月 6日（金） 13時 30分
- 2 場 所
盛岡広域振興局土木部 〒020－0023 盛岡市内丸11－1
- 3 問い合わせ先
管理課 019－651－3111
- 4 その他
1の日時に申請書類を持参できない場合又は結果通知日を踏まえ指定日時の申請等では不都合が生じる場合には、あらかじめ3の問い合わせ先に電話等により連絡し、日時の変更を受けてください。

(返信はがき裏面)

(3) 経営事項審査の結果の通知

ア 経営状況（Y）の分析の結果は、登録経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」により通知されます。

イ 経営規模等評価（X・Z・W）の結果又は総合評定値（P）は、振興局土木部・土木センターから、経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書により通知します。当通知書は紛失しても再発行できませんので、取扱いには十分ご注意ください。

(4) 経営事項審査の実施日程

岩手県知事許可業者に係る経営規模等評価申請及び総合評定値請求の審査完了日及び結果通知書等発送予定日（結果通知日）は、別に定める実施日程に基づき行いますので、十分ご注意のうえ申請等していただきますようお願いいたします。

審査完了日とは、申請書等を受理し、記載事項の修正や添付資料の追加提出等を含め、申請等の一切が完了した日を指します。また、結果通知日前に通知書を発送することはできませんので、経営事項審査の有効期間（審査基準日から1年7か月）を踏まえ、時間的余裕を見込んだうえで早めの申請等を行ってください。

なお、実施日程については、岩手県県土整備部建設技術振興課のホームページの経営事項審査の箇所をご覧ください。

3 手数料について

手数料は、国土交通大臣許可業者は国の収入印紙、岩手県知事許可業者は岩手県収入証紙を「手数料証紙（印紙）貼付書（様式第5号）」に貼付して納入してください。

申請 業種数	(1) 「経営規模等評価申請」 及び「総合評定値請求」	(2) 「経営規模等評価申請」 のみ	(3) 「総合評定値請求」 のみ
1	11,000円	10,400円	600円
2	13,500円	12,700円	800円
3	16,000円	15,000円	1,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円
16	48,500円	44,900円	3,600円
17	51,000円	47,200円	3,800円
18	53,500円	49,500円	4,000円
19	56,000円	51,800円	4,200円
20	58,500円	54,100円	4,400円

- (1) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求手数料

$$= 8,500円 + (2,500円 \times \text{審査対象建設業種数})$$
- (2) 経営規模等評価申請手数料 $= 8,100円 + (2,300円 \times \text{審査対象建設業種数})$
- (3) 総合評定値請求手数料 $= 400円 + (200円 \times \text{審査対象建設業種数})$

Ⅱ 申請に必要な提出書類及び提示書類

1 提出書類・確認書類

(1) 提出書類

下記の書類は、正本1部及び副本2部の計3部を提出してください。

書類名	摘要
①経営規模等評価申請書及び総合評 定値請求書（様式第25号の14）	・表紙、2枚目の計2枚
②工事種類別完成工事高及び工事種 別元請完成工事高（別紙一）	・消費税抜きの金額を記入（免税業者は消費税込み）
③技術職員名簿（別紙二）	
④その他の審査項目（社会性等）（別 紙三）	
⑤経営状況分析結果通知書	・総合評定値の請求をしない場合は提出不要

下記の書類は、正本1部を提出してください。

書類名	摘要
⑥工事経歴書（様式第2号） ※対面審査を受ける振興局土木部・ 土木センターに決算変更届等によ り提出済の場合は省略可。 （ただし、とび・土工・コンクリート工事業 又は解体工事業を申請する場合、 決算変更届時に「とび・土工・コンク リート工事」と「解体工事」を切り分け たものを提出していない場合は、過 去に遡って（完成工事高が2年平均 の場合は2年分、3年平均の場合は 3年分）を作成し、提出必要。なお、 とび・土工・コンクリート工事に解体工事 が含まれていなければ不要。）	・審査対象事業年度のもの ・経営事項審査を受ける場合の記載要領に沿ったものであることが必要（決算変更届等で提出したものが記載要領に沿っていない場合は記載要領に沿ったものを作成し提出する） ・消費税抜きの金額を記入（免税業者は消費税込み） ・振替による積上げを行う場合は、積上げ元の業種分も必要。
⑦技術職員調書（様式第3号）	・技術職員の常勤性確認資料として「賃金台帳及び出勤簿」を提出する場合のみ
⑧継続雇用制度の適用を受けている 技術職員名簿（様式第3号の2）	・高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている技術職員がいる場合のみ
⑨CPD単位を取得した技術者名簿 （技術職員名簿に記載のある者を除 く）（様式第3号の3）	・該当職員がいる場合のみ。
⑩工事種類別完成工事高付表（様式 第4号）	・振替による完成工事高の積上げを行う場合のみ
⑪手数料証紙（印紙）貼付書（様式第 5号）	・必要額の岩手県収入証紙を貼付（大臣許可業者にあつては収入印紙）
⑫技能者名簿（様式第6号）	・該当がある場合。（レベル向上者及び控除対象者がいない場合でも、技能者がいる場合は提出する。）

⑬経理処理の適正を確認した旨の書類	・常勤役職員である公認会計士、会計士補、税理士、1級登録経理試験合格者、1級建設業経理事務士のいずれかに該当する者が、経理処理の適正を確認した場合に作成し提出する。
⑭建設機械保有状況一覧表（別表1）	・項番56が1台以上の場合のみ
⑮建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第7号）	・該当がある場合に提出する。

（2）確認書類

下記の確認書類については、原本または写しの提示にて確認します（「写し」と明記している書類は写しまたは原本を、それ以外の書類は原本を提示）。健康保険または厚生年金保険の標準報酬決定通知書や監理技術者資格者証を各職員から回収することが困難である等、必然的に写しにより確認となる書類もあります。

なお、時点が明記されていない書類については、審査基準日時点の状況を確認できるもの（審査基準日に係る月又は年度のもの）をご準備ください。

書類名	摘要
（1）審査基準日直前2年分または3年分の決算変更届副本 ※対面審査を受ける振興局土木部・土木センターに決算変更届を提出している場合は省略可	・許可行政庁の受付印のあるもの ・完成工事高で2年平均を選択した場合は2年分、3年平均を選択した場合は3年分。 ・許可換新規の許可後の申請など、対面審査を受ける振興局土木部・土木センターに決算変更届を提出していない場合のみ提出が必要。また、決算変更届を提出していても経営事項審査を受ける場合の記載要領に沿っていなかったときは記載要領に沿ったものを作成し提出する。
（2）前審査基準日の経営事項審査申請書の副本及び結果通知書の写し	・はじめて申請する場合など、該当がない場合は不要。
（3）消費税確定申告書の控え及び添付書類	・審査基準日を含む審査対象事業年度のもの ・免税業者の場合は不要 ・税務署の受付印または税理士の記名押印のあるもの（電子申告の場合は受信通知を添付） ※令和7年1月以降の申告に係る確定申告書については、税務署の受付印は不要とします。
（4）消費税納税証明書（その1・納税額等の証明）	・審査基準日を含む審査対象事業年度のもの ・免税業者の場合は不要 ・法人設立（新規開業）後決算期末到来の場合は不要 ・発行後3か月以内
（5）工事経歴書に記入した工事のうち審査対象業種ごとに（元請・下請工事を通じて）請負金額の高い方から3件の「工事請負契約書」の写し又は「注文書及び請書」の写し	・記載されている工事の件数が3件に満たない場合は全て ・振替による積上げを行う場合は、積上げ元の上位3件と、積上げ先の上位3件どちらも必要 ・「工事請負契約書」又は「注文書及び請書」がない場合

	は、請書または請求書の写し及び入金確認資料の写し（通帳、領収書控（写）等）
--	---------------------------------------

書類名	摘要
（６）技術職員の審査基準日現在の常勤性及び満年齢の確認資料の写し ※個人事業主本人分は（６）（７）とともに省略可（個人事業主本人であっても、過去６か月＋１日の期間に建設業許可がない期間がある場合は省略不可）	技術職員名簿に記入する職員に係る次のいずれかの書類の写し - 健康保険または厚生年金保険の標準報酬決定通知書の写し ※資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しも可 - 健康保険被保険者証または所属企業の雇用証明書の写し（資格取得日・事業所名称が記載されたもの） - 住民税特別徴収税額通知書の写し（特別徴収義務者用。事業所名称が記載されたもの） - 法人の常勤役員の場合、確定申告書の写し（表紙＋役員報酬明細欄）。個人事業の場合、確定申告書の写し（表紙＋事業専従者欄または給料賃金の内訳欄） ※受付印押印のもの（電子申告の場合は受信通知を添付） - 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（資格取得日、事業所名称が記載されたもの） - 賃金台帳の写し及び出勤簿の写し
（７）技術職員の審査基準日以前６か月を超える恒常的な雇用関係の確認資料 ※（６）で提出した「健康保険または厚生年金保険の資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「健康保険被保険者証または所属企業の雇用証明書」や「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の資格取得日で審査基準日以前６か月を超える恒常的な雇用関係が確認できる職員については、省略可。	技術職員名簿に記入する職員に係る次の書類 - 前審査基準日の経営事項審査申請書副本（行政庁の受付印のあるもの） ※前回と今回の審査基準日が６か月を超える期間離れている場合のみ（決算期変更等で６か月を越えない場合は、前々回の申請書副本も提示する） 【上記１の技術職員名簿の箇所を確認できない場合、次の２～５のいずれかの書類の写し】 - 健康保険または厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し（（６）の前期分） - 住民税特別徴収税額通知書の写し（特別徴収義務者用）（（６）の前期分） - 法人の常勤役員の場合、確定申告書の写し（表紙＋役員報酬明細欄）。個人事業の場合、確定申告書の写し（表紙＋事業専従者欄または給料賃金の内訳欄）（（６）の前期分） ※受付印押印のもの（電子申告の場合は受診通知を添付） - 賃金台帳の写し及び出勤簿の写し（審査基準日以前７か月分）

書類名	摘要
(8) 継続雇用制度について定めた労働基準監督署長の受付印のある就業規則の写し	・技術職員名簿に継続雇用制度の適用を受けている職員がいる場合で、常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合のみ。 ※継続雇用制度の適用を受けている職員も、(6)、(7)の資料提出は必要。
(9) 技術職員名簿に記入する職員の保有資格等を確認できる書類 ※審査基準日で資格を有していることが必要 ※技術職員名簿に記載した順に揃えるようお願いいたします。	技術職員名簿に記入する職員に係る次の書類のうち該当するもの ・合格証、免許証、卒業証明書等の写し ・実務経験証明書（様式第9号） ※監理技術者資格者証で資格が分かる場合、監理技術者資格者証の写しも可。 ※前回の申請書で記載されている技術職員の資格（コード）と同一であれば不要（ただし、登録基幹技能者講習修了者（064）、大臣特認者（003・004）、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証については必ず資格を証明する書面の写しを要する。）。 ・基幹技能者については、登録基幹技能者講習修了証の写し ・大臣特認者（コード003、004）については、大臣特認書の写し ・認定能力評価基準により評価されたレベル3技能者及びレベル4技能者（コード703、704）については、能力評価（レベル判定）結果通知書 ・1級の技術者で監理技術者講習修了者については、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し ※監理技術者資格者証の講習の修了日は、審査基準日より前の日付かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の<u>翌年</u>から起算して5年以内に含まれていることが必要。 ※登録基幹技能者講習修了証は審査基準日前5年以内であることが必要（場合によっては古い修了証写しが必要）。 ・指定学科卒の場合、技術職員名簿（別紙二）の「監理技術者資格者証交付番号」欄に卒業学校、学科名を記載。
(10) 雇用保険加入を確認できる書類の写し【項番41】	加入している場合、次のいずれかの書類の写し ・労働保険概算・確定保険料申告書の写し＋申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写しまたは領収書の写し ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写しまたは被保険者証の写し

書類名	摘要
(1 1) 健康保険加入を確認できる書類	加入している場合、次のいずれかの書類 ・健康保険に係る標準報酬決定通知書の写し ・領収書の写しまたは納入証明書（日本年金機構（年金事務所）または健康保険組合）
(1 2) 厚生年金保険加入を確認できる書類の写し	加入している場合、次のいずれかの書類 ・厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し ・領収書の写しまたは納入証明書（日本年金機構（年金事務所））
(1 3) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書	・建設業退職金共済に加入している場合のみ ・共済事業本部県支部で発行（経営事項審査申請用）
(1 4) 退職一時金制度または企業年金制度の導入を確認できる書類	退職一時金制度または企業年金制度を導入している場合、次のいずれかの書類 【退職一時金制度を導入している場合】 ・退職金規程の定めのある就業規則（常時10人以上の労働者を使用する事業場の場合は労働基準監督署の印のあるもの）の写し ・労働協約の写し（退職金規程の定めのあるもの） ・中小企業退職金共済制度の掛金領収書（写し）または加入証明書 ・特定退職金共済制度の掛金領収書（写し）または加入証明書 【企業年金制度を導入している場合】 ・厚生年金基金制度の場合、領収書（写し）または加入証明書 ・確定拠出年金制度（企業型）の場合、確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書 ・確定給付企業年金制度の場合、基金型企業年金については企業年金基金の発行する加入証明書、規約型企業年金については契約書（写し）または資産管理運用機関の発行する加入証明書

書類名	摘要
(15) 法定外労働災害補償制度加入を確認できる書類	加入している場合、次のいずれかの書類 1 公益財団法人建設業福祉共済団の発行する建設労災補償共済制度加入証明書 2 一般社団法人全国建設業労災互助会の発行する全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書の写し 3 全日本火災共済協同組合連合会又は一般社団法人全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償契約加入者証書の写し 4 中小企業等共同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約を証明する書類 5 労働災害総合保険または準記名式普通傷害保険に加入の場合は、保険証券の写しまたは加入証明書 ※準記名式普通傷害保険の場合は、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料（概算保険料又は確定保険料）を納付したことを証する書面の写し（領収書等の写し）も必要 6 団体保険（建設業者団体等）に加入の場合は、建設業者団体等が発行する団体保険制度への加入証明書または保険会社が発行する加入証明書 ※5、6の資料は、以下の事項を確認できることが必要（5、6の資料は、必要に応じて保険証券や約款等の写しを添付）。 ・業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること ・申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、下請負人（数次の請負による場合にあっては全ての下請負人）の直接の使用関係にある全ての職員を対象とするものであること ・死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基となった災害の全てを対象とするものであること ・共同企業体及び海外工事を除く全工事現場を保証していること
(16) 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況を確認できる書類	・項番49、50における実績がある場合、以下の1～3の資料を提出 1 「技術職員名簿」及び「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した者が取得したCPD単位数を証する書面等の写し【項番49】 2 能力評価（レベル判定）結果通知書の写し【項番50】 3 審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿【項番50】

書類名	摘要
(17) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況を確認できる書類	・項番51における実績がある場合、直近の「基準適合一般事業主認定通知書」又はそれに準ずる書類を提出し、認定を受けていることを確認する。
(18) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況を確認できる書類	・項番52における実績がある場合、直近の「基準適合一般事業主認定通知書」又はそれに準ずる書類を提出し、認定を受けていることを確認する。
(19) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況を確認できる書類	・項番53における実績がある場合、直近の「基準適合事業主認定通知書」又はそれに準ずる書類を提出し、認定を受けていることを確認する。
(20) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況を確認できる書類	・項番54における実績がある場合、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」（様式第7号）の提出により確認する。
(21) 民事再生法又は会社更生法の適用を確認できる書類の写し	・平成23年4月以降の申立による民事再生法または会社更生法の適用を受けた場合に、決定通知書の写しまたは官報公告等の写しを提出
(22) 防災協定の締結を確認できる書類	以下に該当する場合に、次のいずれかの書類 ・申請者が直接国、特殊法人等または地方公共団体と防災協定を締結している場合、防災協定書の写し ・申請者の所属する団体が防災協定を締結している場合は、当該団体への加入証明書及び当該団体が締結している防災協定書の写しまたは活動計画書の写し ※岩手県建設業協会、岩手県電業協会、岩手県空調衛生工事業協会は、加入証明書のみでも可。
(23) 建設業法に基づく営業停止または指示処分を受けていることを証する書類の写し	・建設業法に基づく営業停止または指示処分を受けている場合、営業停止または指示処分の通知書の写し ※処分年月日が審査基準日の属する年度内の場合に限る。 ※指名停止は関係なし。
(24) 監査の受審状況を確認できる書類の写し	以下に該当する場合に、次のいずれかの書類 【会計監査人を設置している場合】 ・有価証券報告書の写しまたは監査証明書の写し ※無限定適正意見または限定付適正意見が付されている場合のみ 【会計参与を設置している場合】 ・会計参与が作成した会計参与報告書の写し
(25) 公認会計士等の数（常勤性）を確認できる書類の写し	・常勤役職員で公認会計士、税理士、1級登録経理試験合格者、1級登録経理講習受講者がいる場合、それらの者の資格証・合格証の写し及び審査基準日の常勤性確認資料の写し（（6）と同じ書類）
(26) 2級登録経理試験合格者の数（常勤性）を確認できる書類の写し	・常勤役職員で2級登録経理試験合格者または2級登録経理講習受講者がいる場合、それらの者の資格証・合格証の写し及び審査基準日の常勤性確認資料の写し（（6）と同じ書類）

書類名	摘要
-----	----

(27) 研究開発費の状況を確認できる書類の写し	・会計監査人設置法人で研究開発費がある場合に、財務諸表の注記表の写しまたは有価証券報告書の該当箇所の写し(2年分)
(28) 建設機械の保有を確認できる書類の写し ※建設機械抵当法第2条に規定する建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ同項の規定による表示番号の指定を受けているもの、労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げるローラー(特定自主検査の対象となるもの)、労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げるブレーカ、同法施行規則第151条の175に定める鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機、労働安全衛生法施行令第13条第3項第34条に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの ※全台数のうち15台(15台未満の場合は全て)について提出	項番64が1台以上の場合に、以下の1(リースの場合は2)及び3又は4又は5の資料の写しを提出 1 売買契約書の写し ※売買契約書を紛失した場合は、販売店からの販売証明書、法人税申告書の減価償却明細書(別表16)、固定資産税に係る償却資産申告書(明細書)または保証書のいずれか ※前回申請と同じ機械については、前回申請で提出した建設機械保有状況一覧表(別表1)の写しでも可。 2 リース契約書またはリース契約証明書の写し ※リース期間に経営事項審査結果通知の有効期間(審査基準日から1年7か月)がすべて含まれる場合のみ 3 特定自主検査記録表の写し ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業用車の場合 ※購入から1年以内の場合は不要 4 自動車検査証の写し ダンプ車の場合 ※車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるもの 5 移動式クレーン検査証の写し 移動式クレーンの場合
(29) ISO9001・ISO14001、の認証登録証明書の写し又はエコアクション21により認証されていることを証する書面の写し	・ISO9001、ISO14001の認証がある場合(会社単位で取得している場合) ・エコアクション21により認証されている場合 ・認証範囲に建設業がない場合や一部の営業所のみの場合には対象外
(30) 契約後VEによる契約額の	・該当がある場合のみ

減額を証する書類	
----------	--

(3) 注意事項

- ・ 必要に応じ、その他参考書類の提示又は提出を求めることがあります。
- ・ 「前回の申請書」「前回申請」などの「前回」とは前審査基準日を言います。
- ・ 国土交通大臣許可業者の提出書類、添付書類及び提示書類については、上記と取扱いが異なります。詳しくは、東北地方整備局建政部建設産業課（電話022-225-2171）にお問い合わせください。

2 申請書等の入手方法

申請書等及び様式は、岩手県県土整備部建設技術振興課のホームページからダウンロードすることができます。

3 その他の注意事項

(1) 申請書類に記載する金額は、全て消費税に係る会計処理の方法が「税抜方式」のものに限られます。決算変更届において「税込方式」の財務諸表を提出している場合には、「税抜方式」の財務諸表一式を申請書に添付してください。

(2) 免税業者の申請は、「税込方式」の額のままで構いません。

(3) 次のいずれかに該当する場合には、法第50条第1項第4号又は第52条第4号の規定により、懲役又は罰金の刑に処せられることがありますので十分ご注意ください。

ア 経営事項審査申請書又はその添付書類（経営状況分析に係るものを含みます。）に虚偽の記載をしてこれを提出した者

イ 国土交通大臣又は都道府県知事が、経営事項審査のために必要と認めて申請者である建設業者に報告を求め、又は資料の提出を求めたにもかかわらず、報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

(4) 申請書等の審査に当たり、必要に応じて法第31条に規定される立入検査を行うことがあります。

(5) 法の改正により、平成16年3月から総合評定値（P）の算出は法律上義務付けではなくなりましたが、実際には、岩手県を始めとする多くの各公共工事発注機関では、総合評定値を受けていることを入札参加資格審査における申請要件としています。

よって、総合評定値の算出が必要な場合には、「経営規模等評価（X・Z・W）申請」と同時（又は事後）に「総合評定値（P）請求」を行う必要があります。また、総合評定値請求を行う場合、当該審査基準日に係る経営状況分析結果通知書を受けていることが要件となります。

Ⅲ 申請書類の記入方法

1 記入に係る注意事項

- (1) 申請書類への記入は、Excelファイルの編集若しくは手書きによる場合は青又は黒のボールペン等による楷書での記入とし、記入漏れのないようご注意ください。副本は正本のコピーでも差し支えありません。
- (2) □□□□で表示された枠(カラム)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入してください。数字を記入する場合は、例えば、□□12のように右詰めで(0012のように空欄となるカラムに0を記入する項目もあります。)、また、文字を記入する場合は、例えば、岩手県庁建設□□のように左詰めで記入してください。
- (3) 申請書類に記入する金額は、全て千円単位で記入してください。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができます。この場合には、百万円未満の空欄は0とし、カラムには千円単位で記入してください。また、平均等を計算する際に生じた百万円未満の端数は切り捨てずにそのまま記入してください。
(例1) □,□□1,234,000
(例2) 1,234,000千円及び2,345,000千円の平均額: □,□□1,789,500
- (4) 申請日現在の状況を記入する項目は次のとおりです。(いずれも規則別記様式第25号の11)
項番02: 申請時の許可番号(項番03: 前回の申請時の許可番号)
項番07: 資本金額又は出資総額、法人番号
項番08: 商号又は名称のフリガナ
項番09: 商号又は名称
項番10: 代表者又は個人の氏名のフリガナ
項番11: 代表者又は個人の氏名
項番12: 主たる営業所の所在地市区町コード
項番13: 主たる営業所の所在地
項番14: 郵便番号
項番15: 許可を受けている建設業
- (5) 上記(4)以外の項目は、審査基準日時点の状況を記入してください。
- (6) 申請書類に記入する際は、各様式の記載要領を併せてお読みください。

2 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十四）

「経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書」、「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。・建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。・建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」（標題その他）については、不要のものを消してください。

「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」といいます。）の他に、申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含みます。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載してください。この場合には、作成に係る委任状その他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付してください。

項番01：申請年月日・請求年月日・土木事務所コード整理番号

対面審査後、県の担当者が記入しますので、空欄のまま提出してください。

項番02：申請時の許可番号

- ① 「大臣・知事コード」欄には、

0	3
---	---

（岩手県知事許可）を記入してください。
- ② 「岩手県知事許可（般・特—

--	--

）」欄の「般・特」は、該当するものを○で囲み、又は該当しないものを消し、

--	--

のカラムには、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください。
- ③ 許可番号は右詰めとし、空欄には0を記入してください。
（例）

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---
- ④ 許可年月日は、例えば、令和

0	3
---	---

年

0	3
---	---

月

3	0
---	---

日のように、空欄のカラムには0を記入してください。

項番03：前回の申請時の許可番号

前回申請時の許可番号と、今回申請時の許可番号が異なっている場合（許可換え等）のみ記入してください。（般・特—

--	--

）のカラムの数字のみが異なる場合（5年ごとの建設業許可の更新等）には、記入の必要はありません。

項番04：審査基準日

申請等をする日の直前の事業年度の終了の日（決算日）を記入してください。例えば、令和

0	3
---	---

年

0	3
---	---

月

3	1
---	---

日のように、空欄となるカラムには0を記入してください。

なお、新設等により一度も決算日を迎えていない場合で、法人は設立登記の日、個人は開業の日が審査基準日となります。また、合併又は営業譲渡等が行われた場合には、合併又は営業譲渡等後最初の決算日を待たず、次の年月日を審査基準日として経営事項審査を申請することができます。詳しくは、「項番06 処理の区分②」右側2カラムの処理の種類をご覧ください。

区 分			審 査 基 準 日
合 併	新設合併		合併登記の日
	吸収 合併	合併契約上合併期日の定めがあり、 かつ、合併期日において新会社とし ての実体を備えると認められる場合	合併期日
		上記以外の場合	合併登記の日
営 業 譲 渡	新設法人への営業譲渡の場合		設立登記の日
	上記以外の場合		建設業の譲渡の契約上定められている譲 渡の期日以降であって、かつ、譲渡を受け たことにより新たな経営実態が備わって いると認められる期日

営業譲渡の場合において、譲受人が上記の年月日を審査基準日として経営事項審査の申請をする場合には、譲渡人は、上記の年月日を審査基準日とする、建設業の譲渡を行った後の新たな経営実態に即した経営事項審査の申請を、譲受人と同時にする必要があります。

項番05：申請等の区分

次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	申 請 等 の 種 類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

項番06：処理の区分

① 左側2カラム：次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処 理 の 種 類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年4月1日～令和3年3月31日の営業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和2年10月1日～令和3年3月31日の営業年度について申請する場合
02	商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の営業年度その他12か月に満たない期間で終了した営業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した営業年度について申請するとき (例2) 申請に係る営業年度の直前の営業年度が令和3年3月31日に終了した場合で営業年度の変更により令和3年12月31日に終了した営業年度について申請するとき
03	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の営業年度について申請するとき

コード	処 理 の 種 類
04	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度の終了の日より前の日について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の営業年度終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき

② 右側2カラム: 次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。該当しない場合は空欄としてください。

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の営業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

項番07：資本金額又は出資総額

法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、個人の場合には記入しないでください。

法人の場合は、法人番号も記入すること(国税庁法人番号公表サイトで検索可能)。

項番08：商号又は名称のフリガナ

カタカナで記入します。濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字としてください。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないでください。

(誤りの例1) コ ウ キ ッ ヨ ウ

(誤りの例2) カ ブ シ キ ガ イ シ ヤ ケ ン チ ヨ ウ ケ ン セ ツ

項番09：商号又は名称

法人の種類を表す文字については、次の表の略号を用いて記入してください。

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

略号と商号の間は空欄を入れず、詰めてください。

(正しい例) (株) 岩手県庁建設

(誤りの例) (株) 岩手県庁建設

項番10：代表者又は個人の氏名のフリガナ

カタカナで、姓と名の間に1カラム空けて記入してください。

項番11：代表者又は個人の氏名

法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入してください。

項番12：主たる営業所の所在地市区町村コード

主たる営業所の所在する市町村の該当するコードを、次の表により記入してください。

広域振興局等	市 郡	町 村	コード					
盛岡	盛岡市		0	3	2	0	1	
	滝沢市		0	3	2	1	6	
	岩手郡	雫石町	0	3	3	0	1	
	紫波郡	紫波町	0	3	3	2	1	
		矢巾町	0	3	3	2	2	
岩手	八幡平市		0	3	2	1	4	
	岩手郡	葛巻町	0	3	3	0	2	
		岩手町	0	3	3	0	3	
県南	奥州市		0	3	2	1	5	
	胆沢郡	金ヶ崎町	0	3	3	8	1	
花巻	花巻市		0	3	2	0	5	
	遠野市		0	3	2	0	8	
北上	北上市		0	3	2	0	6	
	和賀郡	西和賀町	0	3	3	6	6	
一関	一関市		0	3	2	0	9	
	西磐井郡	平泉町	0	3	4	0	2	

広域振興局等	市 郡	町 村	コード					
沿岸	釜石市		0	3	2	1	1	
	上閉伊郡	大槌町	0	3	4	6	1	
大船渡	大船渡市		0	3	2	0	3	
	陸前高田市		0	3	2	1	0	
	気仙郡	住田町	0	3	4	4	1	
宮古	宮古市		0	3	2	0	2	
	下閉伊郡	山田町	0	3	4	8	2	
岩泉	下閉伊郡	岩泉町	0	3	4	8	3	
		田野畑村	0	3	4	8	4	
県北	久慈市		0	3	2	0	7	
	九戸郡	野田村	0	3	5	0	3	
		洋野町	0	3	5	0	7	
	下閉伊郡	普代村	0	3	4	8	5	
二戸	二戸市		0	3	2	1	3	
	九戸郡	軽米町	0	3	5	0	1	
		九戸村	0	3	5	0	6	
	二戸郡	一戸町	0	3	5	2	4	

項番13：主たる営業所の所在地

項番12に記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については□（ハイフン）を用いて記入してください。

(正しい例) 内丸10□1

(誤りの例) 内丸10番1号

(参考：ビル・マンション名がある場合)

内丸10□1盛岡ビル101

項番14：電話番号

市外局番、局番及び番号をそれぞれ□（ハイフン）で区切り、左詰めで記入してください。

(例) 019□629□5942□

項番15：許可を受けている建設業

申請時に許可を受けている建設業に係る全てのカラムに、一般建設業はコード¹、特定建設業はコード²を記入してください。

略号	業 種	略号	業 種	略号	業 種
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

項番16：経営規模等評価等対象建設業

許可を受けている建設業のうち経営規模等評価等を申請する建設業（審査対象建設業）のカラムにコード⁹を記入してください。（注意：¹ではありません。）

建設業の許可業種と、県や市町村等の各発注機関における資格者名簿の登載業種（発注業種）とは必ずしも一致しません。審査対象建設業として申請する業種を選定するときは、発注業種との対応に十分ご注意ください。

項番17：自己資本額

- ① 基準決算における自己資本の額又は平均自己資本額について、次の算式に財務諸表の該当する数値をあてはめて算出（基準決算は、経営状況分析結果通知書の「自己資本」に記載されている額と一致します。）し、左側のカラムに右詰めで記入してください。

自己資本額の算出方法＝（法人）純資産合計の額

（個人）期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益－事業主貸勘定＋利益留保性の引当金＋準備金の額

- ② 新設等により一度も決算日を迎えていない場合には、開始貸借対照表に基づいて記入してください。法人の場合は資本金、個人の場合は期首資本金のみとなります。

なお、この場合には、審査項目として平均自己資本額を選択することはできません。

- ③ 合併又は営業譲渡が行われた場合には、審査基準日に係る財務諸表に基づいて記入してください。

- ④ 「審査対象」のカラムは、基準決算における自己資本の額を記入した場合には¹を、平均自己資本額を記入した場合（2期平均）は²を記入してください。

- ⑤ 「審査対象」のカラムで「2」期平均とした場合は、右欄の表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入してください。

なお、除算により千円単位未満の端数が出た場合は、これを切り捨てた額を記入してください。

(例) 1,234千円及び2,345千円の平均額: (千円)

- ⑥ 審査対象「1」、「2」については、前回申請時の選択に関わらず、今回有利となる方法で選択できます。例えば、前回の申請が「2」期平均であっても、今回の申請で「1」基準決算を選択できます。

項番18：利益額（2期平均）

- ① 審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入してください。

なお、除算により千円単位未満の端数が出た場合は、これを切り捨てた額を記入してください。

(例) 除算による平均額が-1234.5千円: (千円)

- ② 利益額は、営業利益の額に減価償却実施額を加えた額です。

- ③ 右下表のカラムの営業利益の額は、審査対象事業年度（審査対象事業年度の前審査対象事業年度）における営業利益の額をそれぞれ記入してください。また、減価償却実施額は、審査対象事業年度（審査対象事業年度の前審査対象事業年度）における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をそれぞれ記入してください。

なお、これらの額は、経営状況分析結果通知書最下欄の「参考値」に記載されています。

- ④ 事業年度の変更、組織変更、合併等に係る申請では、経営状況分析結果通知書に記載されている前期の額を、審査基準日に合わせて按分計算する必要があります。

項番19：技術職員数

技術職員名簿（別紙二）で記入する技術職員の人数の合計を記入してください。

項番20：登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば、 のように、カラムに数字を記入するに当たって空欄となるカラムには「0」を記入してください。

なお、登録経営状況分析機関の登録番号は、経営状況分析結果通知書に記載されていますので、そこから転記してください。

□ 連絡先

「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した職員等その他この申請の内容に係る質問等に応答できる職員等の氏名、電話番号等を記載してください。

3 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一）

項番31

① 「計算基準の区分」のカラム（最右側）は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前の審査対象事業年度（つまり2年間分）について申請する場合は「1（2年平均）」を、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度（つまり3年間分）について申請する場合は「2（3年平均）」を記入してください。

② 計算基準の区分（1、2）について

ア 事業年度の変更、組織変更、合併等に係る申請では、審査基準日に合わせて各事業年度の完成工事高を按分計算する必要があります。

イ 計算基準の区分は、業種ごと又は完成工事高及び元請完成工事高ごとに選択することはできませんので、十分な検討が必要です。

ウ 前回申請時の選択に関わらず、今回有利となる方法で選択できます。例えば、前回の申請が「1」2年平均であっても、今回の申請で「2」3年平均を選択できます。

③ 「審査対象事業年度」欄（右側）は、次の例により記入してください。

ア 12か月ごとに決算を完結した場合

（例） 令和2年4月1日～令和3年3月31日の事業年度について申請する場合
自02年04月～至03年03月

イ 6か月ごとに決算を完結した場合

（例） 令和2年10月1日～令和3年3月31日の事業年度について申請する場合
自02年10月～至03年03月

ウ 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例1） 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自02年10月～至03年03月

（例2） 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和3年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自02年01月～至03年12月

エ 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例） 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自02年10月～至03年03月

オ 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日について申請する場合

（例） 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき
自02年10月～至00年00月

- ④ 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」欄（左側）は、「審査対象事業年度」欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を③の例により記入してください。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の（元請）完成工事高について申請（23年平均）する場合には、直前2年の各審査対象事業年度の期間を③の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入してください。

項番32

- ① 「業種コード」欄は（最左側）、審査を申請する工事のコードを次の表により業種コード順に記入してください。

業種コード	工事の種類	業種コード	工事の種類	業種コード	工事の種類
010	土木一式工事	090	管工事	190	内装仕上工事
011	プレストレスト コンクリート構造物工事	100	タイル・れんが・ ブロック工事	200	機械器具設置工事
020	建築一式工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
030	大工工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
040	左官工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
050	とび・土工・ コンクリート工事	130	舗装工事	240	さく井工事
051	法面処理工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
060	石工事	150	板金工事	260	水道施設工事
070	屋根工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
080	電気工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
		180	防水工事	290	解体工事

「業種コード」欄に010（土木一式工事）を記入した場合には、その次の業種コード欄には011（プレストレストコンクリート構造物工事）を、完成工事高がない場合でも必ず記入してください。同様に、「業種コード」欄に050（とび・土工・コンクリート工事）を記入した場合には051（法面処理工事）、110（鋼構造物工事）を記入した場合には111（鋼橋上部工事）を必ず記入してください。

- ② 経営事項審査は、29業種の評価に加えて、その内訳として専門的工種の評価も行われます。内訳表示の行われる建設工事及び専門的工種は次のとおりです。

ア 「土木一式工事」の内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」

イ 「とび・土工・コンクリート工事」の内訳として「法面処理工事」

ウ 「鋼構造物工事」の内訳として「鋼橋上部工事」

内訳表示のある建設工事(A)の(元請)完成工事高は、内訳表示される専門的工種(B)に係る(元請)完成工事高を含めた全体の(元請)完成工事高を記入してください。例えば、土木一式工事の(元請)完成工事高はプレストレストコンクリート工事の(元請)完成工事高を含めた土木一式工事全体の(元請)完成工事高となります。

専門的工種の種類(B)	専門的工種(B)の工事の内容	含まれる 建設工事の種類(A)
プレストレストコンクリート 構造物工事 011	プレストレストコンクリートを 用いて橋梁等を建設する工事(※)	土木一式工事 010
法面処理工事 051	法面を芝付け、石積工等の方法に より保護する工事	とび・土工・コンクリート 工事 050
鋼橋上部工事 111	鋼製の橋梁の上部構造に関する工事	鋼構造物工事 110

(注) とび・土工・コンクリート工事に含まれるプレストレストコンクリート工事(プレストレストコンクリート製作工事等)は、土木一式工事の内訳としてのプレストレストコンクリート構造物工事の(元請)完成工事高に含めることはできません。

- ③ 「(元請)完成工事高」欄は、審査対象事業年度ごとに(元請)完成工事高を記入してください。

ただし、「計算基準の区分」のカラムで23年平均を記入した場合は、(元請)完成工事高については、審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の(元請)完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「(元請)完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに(元請)完成工事高を記入してください。

なお、除算により千円単位未満の端数が出た場合は、これを切り捨てた額を記入してください。

(例)

(元請)完成工事高(千円)	
□, □□□, □□1, 789	
(元請)完成工事高計算表	
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	1,234
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	2,345

- ④ 建設工事以外の委託業務等(草刈、除雪、融雪剤散布、測量、地質調査、樹木剪定、造林、採石、調査目的のボーリング、造船、機械器具製造・修理、土石等の運搬、宅地建物取引等)は、建設工事ではありませんので、完成工事高に計上することはできません。「その他工事」にも計上できません。「完成工事高」ではなく「兼業事業売上高」として整理してください。

- ⑤ 1つの請負契約に係る建設工事の(元請)完成工事高を、2以上の建設工事の種類に分割又は重複して計上することはできません。

- ⑥ 審査対象建設業の（元請）完成工事高（0である場合を含みます。）には、許可を受けた建設業のうち審査対象建設業以外の建設工事の（元請）完成工事高を、その建設工事の性質又は内容に応じて、次表のとおり含める（振り替える）ことができます（振替元、振替先の業種には建設業許可が必要）。

一式工事の完成工事高に通常含めることができる専門工事

一式 工事名	含めることができる専門工事	一式 工事名	含めることができる専門工事
土木一式 工事 010	とび・土工・コンクリート工事	建築一式 工事 020	ガラス工事
	石工事		防水工事
	舗装工事		内装仕上工事
	しゅんせつ工事		熱絶縁工事
	水道施設工事		建具工事
	鋼構造物工事（土木関係工事限り）		電気工事（建築関係工事限り）
	解体工事（土木関係工事限り）		管工事（建築関係工事限り）
建築一式 工事 020	大工工事		鋼構造物工事（建築関係工事限り）
	左官工事		鉄筋工事（建築関係工事限り）
	屋根工事		塗装工事（建築関係工事限り）
	タイル・れんが・ブロック工事		解体工事（建築関係工事限り）
	板金工事		

専門工事の完成工事高に通常含めることができる専門工事

専門工事名	含めることができる専門工事	専門工事名	含めることができる専門工事
とび・土工・ コンクリート工事 050	石工事	鋼構造物工事 110	鉄筋工事
	タイル・れんが・ ブロック工事	板金工事 150	屋根工事
	解体工事	ガラス工事 160	建具工事
石工事 060	とび・土工・ コンクリート工事	内装仕上工事 190	建具工事
屋根工事 070	板金工事	熱絶縁工事 210	管工事
電気工事 080	電気通信工事	電気通信工事 220	電気工事
	消防施設工事	建具工事 250	板金工事 ガラス工事
管工事 090	熱絶縁工事	水道施設工事 260	管工事
	水道施設工事	消防施設工事 270	電気工事
	消防施設工事		管工事
タイル・れんが・ ブロック工事 100	とび・土工・ コンクリート工事		

ただし、（元請）完成工事高を一部でも他の建設工事の（元請）完成工事高に含めた場合には、その建設工事を審査対象建設業として申請することはできません。

また、完成工事高及び元請完成工事高に含める建設業の種類については、異なる選択をすることができませんので、同一としてください。

- ⑧ ⑦の取扱いをした場合には、「工事種類別完成工事高付表（様式第4号）」に、含めた（振り替えた）建設工事の種類及び完成工事高を記入してください。詳しくは、「工事種類別完成工事高付表（様式第4号）」の項目をご覧ください。

項番33：その他工事

審査対象建設業以外の建設工事の（元請）完成工事高で、審査対象建設業の（元請）完成工事高に含める取扱いをしないものの合計の数値を記入してください（「その他工事」に実績がない場合は必ず「0」記入）。なお、この用紙が2枚以上にわたる場合には、「その他工事」欄は**最後の用紙のみに**記入し、途中の用紙へ記入はしないでください。

項番34：合計

項番32及び項番33に記入した（元請）完成工事高の合計を記入してください。なお、この用紙が2枚以上にわたる場合には、「合計」欄は**最後の用紙のみに**記入し、途中の用紙への小計等の記入はしないでください。

□ 契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

契約後VEに係る建設工事の完成工事高については、契約後VEにより減額変更される前の請負契約額により申請することができます。この場合には、契約後VEによる請負契約額の減額の金額を証明できる書類を提出してください。

契約後VEに係る建設工事の完成工事高について、用紙ごとに、契約後VEによる減額変更前の請負契約額で評価をする特例の利用の有無について○印を付け、又は該当しないものを消してください。

※契約後VEに係る完工高の評価の特例

契約後、受注者が機能や品質を低下させることなく工事費を節減できる技術提案を行い、発注者に承認された場合に、経審の完成工事高の評価として当初の減額前の金額で評価すること。

(例)

- ・当初受注額は1億円、契約後VEにより工事費を節減後の契約金額は8,000万円
→ 経営事項審査の完成工事高の評価額：1億円

様式第4号 工事種類別完成工事高付表

この表には、許可を受けた建設業のうち審査対象建設業以外の建設工事に係る完成工事高を審査対象建設業の完成工事高に含める場合（振替による完成工事高の積上げを行う場合）にその内容を記入してください。

なお、該当がない場合、提出は必要ありません。

・積上げ先の業種ごとに作成
・振替元の業種は申請不可

様式第4号(例)		工事種類別完成工事高付表		申請者 県土整備建設(株)	
審査対象建設業		完成工事高			
(審査対象事業年度) 令和〇〇年〇月～〇〇年〇月					
土木一式工事	15,000千円	土木一式工事	10,000千円		
うち元請	11,000千円	うち元請	10,000千円		
		とび・土工コンクリート工事	5,000千円		
		うち元請	1,000千円		
(前審査対象事業年度) 令和〇〇年〇月～〇〇年〇月					
土木一式工事	12,000千円	土木一式工事	12,000千円		
うち元請	12,000千円	うち元請	12,000千円		
		とび・土工コンクリート工事	0千円		
		うち元請	0千円		
(前々審査対象事業年度) 令和〇〇年〇月～〇〇年〇月					
土木一式工事	13,000千円	土木一式工事	9,000千円		
うち元請	9,000千円	うち元請	9,000千円		
		とび・土工コンクリート工事	4,000千円		
		うち元請	0千円		
この欄には積上げ後の完成工事高を記入する(申請書の工事種類別完成工事高になる)		この欄には積上げ前の完成工事高を記入する(年度ごとの工事経歴書の完成工事高と同じ)			

(注) 申請者のうち、次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象業種ごとに記載すること。

- 1 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- 2 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても1と同様の方法により計算して申し出しようとしている者。

(A4)

※上記記載例によらずに、改訂前の経営事項審査の手引きに掲載されていた記載例によっても差し支えありません。

□ 業種区分等について（参考）

ア 建設工事以外の業務（草刈、除雪、融雪剤散布、測量、地質調査、樹木剪定、造林、採石、調査目的のボーリング、造船、機械器具製造・修理、土石等の運搬、宅地建物取引等）は建設工事に該当しませんので、その売上高を完成工事高及び元請完成工事高に計上することはできません。「その他工事」にも計上できません。「完成工事高」ではなく「兼業事業売上高」として整理してください。なお、契約名が「〇〇工事」となっている場合でも、業務内容が上記例示のように建設工事に該当しない場合には、計上することはできません。

イ 工事種類ごとの分類は以下の表を参考にしてください。

法による建設工事の業種区分一覧表（参考）

	建設工事の種類 (法律別表第一)	業種 (法律別表第一)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号、最終改正：平成26年12月25日国土交通省告示第1193号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日国総建第97号、最終改正：平成28年5月17日国土建第99号)	建設工事の区分の考え方 (平成13年4月3日国総建第97号、最終改正：平成28年5月17日国土建第99号)
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく、『土木一式工事』に該当する。
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的なしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の政策、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
6	石工事	石工事業	石材（石材に類似の	石積み（張り）工事、	『とび・土工・コンクリート工事』における「コ

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
			コンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事	コンクリートブロック据付け工事並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ② 「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
9	管工事	管工事業	冷暖房空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水、給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパイプ工事、ダクト工事、管内更生工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。② し尿処理施設に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併浄化槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』である。 ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け工事等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事などが『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業のどちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設備工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事	① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ② 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

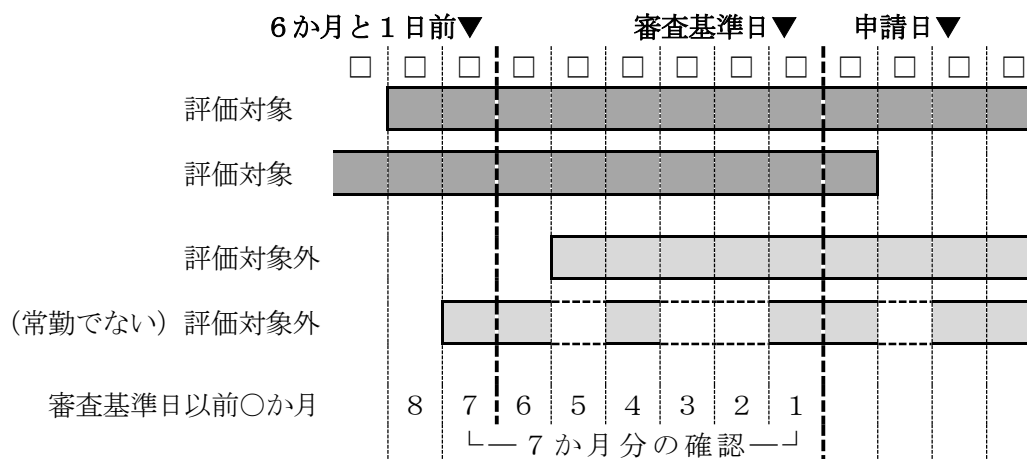
	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事 建具工事業		工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道より収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により採集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消化栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は、『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によって『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

4 技術職員名簿（別紙二）

評価対象とする技術者は「審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定されます。なお、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されていても評価対象に含まれます。

① 審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係について



② 評価対象となる技術職員について

評価対象となるためには、(A)恒常的雇用関係があり、かつ、(B)6か月を超える以前から雇用されていることが必要です。

※継続雇用制度の適用を受けている職員がいる場合、様式第3号の2「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」及び確認資料を提出してください。

別紙二 技術職員名簿

① 項番81「頁数」欄は、技術職員名簿の頁番号を記入してください。例えば、技術職員名簿の枚数が3枚目であれば003のように、カラムに数字を記入するに当たって空欄となるカラムには0を記入してください。

② この名簿は、審査基準日前に6か月を超える恒常的雇用関係のある技術職員について作成してください。

【恒常的雇用関係のある職員】

職員に含まれる	職員には含まれない
ア 常勤役員 (監査役を除く。)	ア 役員（代表取締役を含む。）及び使用人のうち非常勤の者
イ 個人事業主	イ 監査役（常勤を含む。）
	ウ 労務者（常用を含む。）

また、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている技術職員についても併せて記入してください。

- ③ 1人の技術職員につき申請（選択）できる建設業の種類は2業種までです。それぞれの資格等で評価対象となっている業種から任意の2つまでを選択することができます。選択方法については、1つの資格の評価対象業種から2つ選択、又は2つの資格の評価対象業種からそれぞれ1つずつ選択することができます。詳しくは、「有資格区分コード表」をご覧ください。

（例） 1級土木施工管理技士・1級建築施工管理技士・1級電気工事施工管理技士を所有している技術者の場合（◎は選択可能な業種）

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
保有資格	1級土木施工	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎			◎
	1級建築施工		◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎
	1級電気工事施工								◎																					

↓

申請例1)		◎					◎																							
申請例2)	◎	◎																												

申請例1での記入)

0	2	1	2	0	□	0	7	1	2	0	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

申請例2での記入)

0	1	1	1	3	□	0	2	1	2	0	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ④ 重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る申請のみであり、法に基づいて現場に配置しなければならない監理技術者等については、1人の技術者が複数の資格を持っていれば、複数の業種で監理技術者等になることができます。
- ⑤ 「業種コード」欄は、審査対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び、該当するコードを記入してください。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左管工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- ⑥ 「有資格区分コード」欄は、技術職員が保有する資格等のうち、「業種コード」欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて「有資格区分コード表」から該当するコードを記入してください。

- ⑦ 「講習受講」欄は、法第15条第2号イに該当する職員（1級技術者）が、監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、監理技術者講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講した場合（つまり、審査基準日時点で有効な場合）はコード「1」を、その他の場合はコード「2」を記入してください。

なお、1級技術者の有資格区分コードは、全て「1□□」のように最初の桁が1となっています（この逆は成り立ちません。例えば、建築大工（1級）「171」は1級技術者となります。）。
有資格区分コードが「2□□」又は「0□□」の場合、講習受講欄が「1」となることはありません。

- ⑧ 「監理技術者資格者証交付番号」欄は、監理技術者資格者証の交付を受けている職員について、その交付番号を記入することとされていますが、簡易的に「有」の記入でも良いものとします。

また、「講習受講」欄で「2」を記入した職員については記入を不要とします。

なお、指定学科卒の者の場合、卒業学校、学科名を記載してください（前回の申請書と申請内容（コード）が同一の者については、記載不要）。

- ⑨ 「CPD単位取得数」については、以下の算式で算出される数値を記載してください。

審査対象年にCPD認定団体によって
取得を認定された単位数

÷

告示別表第18掲げるCPD認定団体
ごとに掲げる数値

× 30

<告示別表第18に掲げるCPD認定団体ごとに掲げる数値>

公益財団法人空気調和・衛生工学会	50	公益社団法人日本建築士会連合会	12
一般財団法人建設業振興基金	12	公益社団法人日本造園学会	50
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	公益社団法人日本都市計画学会	50
一般社団法人交通工学研究会	50	公益社団法人農業農村工学会	50
公益財団法人地盤工学会	50	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20	公益社団法人建築家協会	12
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人全日本建設技術協会	25	一般社団法人電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益社団法人土木学会	50	公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12
公益社団法人日本技術士会	50		

（例）公共財団法人空気調和・衛生工学会から「20」認定されている場合

→ $20 \div 50 \times 30 = 12$ よって12を「CPD単位取得数」の欄に記載する。

（小数点以下は切り捨て）

※ 1人の技術者につき、30単位を上限とします。

また、2以上のCPD認定団体によって単位の習得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において習得を認定された単位をもとに、CPD単位取得数を算出します。

- ⑩ 記入した技術職員の資格等は、その事実を証明する書類（検定若しくは試験の合格证、免状等）により確認しますので、その記入順に並べてください。
- なお、試験の合格通知書は事実を証明する書類として認めませんのでご注意ください。
- また、前回の申請書副本や、監理技術者資格者証等により取得している資格（「一土施」等）が確認できる場合は、合格证等は省略できるものとします。
- ⑪ 「有資格区分コード表」の右端に年数が記載されている資格の場合には、免状等の他に、必要な年数分の実務経験が必要です。
- ⑫ 新規掲載者の欄には、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入してください。
- ⑬ 審査基準日現在の満年齢の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入してください。（（年齢計算ニ関スル法律第50号）に基づき、満年齢が上がるのは誕生日の前日。）

様式第3号 技術職員調書

- ① 技術職員名簿（別紙二）に記入する技術職員に、常勤性確認資料として「賃金台帳及び出勤簿」を提出する職員がいる場合のみ作成し提出してください（常勤性確認資料として賃金台帳及び出勤簿を提出しない場合は不要）。なお、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている技術職員（65歳以下の職員に限ります。）については、様式第3号の2に別途記入してください。いわゆる経理職員については、記入不要です。
- ② 「7か月間の勤務日数」欄には、審査基準日の属する月以前7か月間の勤務日数を記入してください。ただし、厚生年金保険資格を取得している職員については、記入不要です。
- ③ 「7か月間の税引前賃金（報酬）合計額」欄には、審査基準日の属する月以前7か月間に支給された賃金（報酬）支給額の総額（社会保険料、所得税及び住民税等の控除前の、時間外手当、通勤手当及び家族手当等を全て含んだ金額。臨時に支給される賞与等は含みません。）を記入してください。ただし、厚生年金保険資格を取得している職員については、記入不要です。
- ④ 「厚生年金保険資格取得の有無」欄には、厚生年金保険の資格取得の有無について、該当するものに○印を付け、又は非該当のものを消去してください。
- ⑤ 「備考」欄には、厚生年金保険に加入していない場合に、その理由を記入してください。

- ⑥ 技術職員調書（様式第3号）に10名以上記入されている場合には、確認の際、容易に突合できるよう、確認書類の被保険者標準報酬決定通知書等の余白に、様式第3号の記入ページ及び職員No.を次の例のとおり記入（メモ）していただきますようお願いします。

（例）「技術職員調書（様式第3号）」1ページ、No.5に該当する職員 → 「1－5」

様式第3号(例)								[1 枚中 1 枚目]
技術職員調書								
								申請者 県土整備建設(株)
No.	氏 名	年齢	採用年月日	7 か月間の 勤務日数	7 か月間の 税引前賃金 (報酬) 合計額	厚生年金 保険資格 取得の 有無	備 考	
1	県土 太郎	40	平成10年4月1日	*** 日	**** 千円	有 ・無		
2	建設 次郎	35	平成15年4月1日	日	千円	有・ 無		
3						有・無		

(A 4)

様式第3号の2 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

- ① 申請書別紙二の技術職員名簿に記入する職員のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている職員（65歳以下の職員に限ります。）について記入してください。

- ② 氏名及び生年月日は、別紙二の記載と統一します。「通番」欄には、別紙二の頁番号（項番61）及び当該職員の通番を併せて記入してください。

（例）頁数0001の通番3に記入した職員 → 「1－3」

様式第3号の2(例)		
継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿		
建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。		
令和〇年〇月〇日		
岩手県知事 様		
住 所	岩手県盛岡市内丸10－1	
商号又は名称	県土整備建設(株)	
代表者氏名	代表取締役 岩手 太郎 印	
通 番	氏 名	生年月日
1－3	県土 三郎	昭和21年10月1日
1－10	建設 四郎	昭和25年1月1日

(A 4)

様式第3号の3 CPD単位を取得した技術者名

技術職員名簿記載者以外のCPD取得者で、審査基準日前に6か月を超える恒常的雇用関係のある技術職員について記入してください。

様式第3の3号 (用紙A4) 年 月 日			
CPD単位を取得した技術者名簿 (技術職員名簿に記載のある者を除く)			
通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	県土 五郎	昭和21年10月1日	4
2	建設 太郎	昭和21年10月2日	12

□ 有資格区分コード表

	業 種 コード			有 資 格 区 分 コ ー ド			講 習 受 講	業 種 コード			有 資 格 区 分 コ ー ド			講 習 受 講
(例1)	0	2		1	2	0	1	0	9		2	3	0	2
(例2)	0	1		1	1	3	1	0	2		1	2	0	1

(技術職員名簿(別紙二)記入方法)

- ・「有資格区分コード」欄は、技術職員が保有する資格等について、コード表両端の3桁のコードから該当するものを記入してください。
- ・「業種コード」欄は、「有資格区分コード」欄で記入した資格等で評価対象となっている業種(※)を、コード表中央01～29のうちから選び、記入してください。
- ・1人の技術職員につき申請(選択)できる建設業の種類は2業種までです。1つの資格の評価対象業種から2つ選択、又は2つの資格の評価対象業種からそれぞれ1つずつ選択することができます。

※ 各資格等で評価対象となる業種は、コード表内に「5」、「4」、「3」、「2」または「1」が記載されているものです。なお、この数字が技術職員数値となります。

「講習受講」欄にコード1が記入されている場合は、5点に1点分が加算され6点となります。なお、講習受講1とできるのは、1級技術者(コード表の「1級」欄に○のある資格を保有し、その資格で評価対象となっている業種を申請する場合)で、監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講している場合のみです。

□ 法第7条第2号イに規定される学科（有資格区分コード0001関係）（参考）

（規則第1条）

建設業	下記の学科を卒業後、左記の工事業の実務経験が大学卒業者で3年、高校卒業者で5年以上
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

□ 認定能力評価基準に対応する建設業（有資格区分コード703・704関係）（参考）

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類のいずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
P C技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工

5 その他の審査項目（社会性等）（別紙三）

項番41：雇用保険加入の有無

- ① 雇用保険は、雇用保険法に基づき、労働者が1人でも雇用される事業の事業主が被保険者に関する届出その他の事務を処理しなければならないものであることから、雇用する労働者が被保険者となったことについて、厚生労働大臣に届出を行っていない場合（雇用保険被保険者資格取得届を公共職業安定所に提出していない場合）は、減点評価となります。
- ② この届出をしている場合は¹を、していない場合は²を記入してください。
- ③ 雇用保険の被保険者となることのできる職員が1人もいない場合（従業員が1人も雇用されていない場合、同居の親族のみの場合）には、適用除外となりますので、コード³を記入してください。

項番42：健康保険の加入の有無

- ① 健康保険は、健康保険法に基づき、被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいいます。）を使用する事業主が、その使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が健康保険の被保険者になったことについて、年金事務所長または健康保険組合に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合）は、減点評価となります。
- ② この届出を行っている場合は¹を、行っていない場合は²を記入してください。
- ③ 適用除外の承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合や全国建設工事業国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合に加入している場合は、コード³を記入してください。
- ④ 常時使用する従業員が4人以下（事業主及びその家族は含めません。他の従業員と同様に勤務時間を拘束され、給料を支払っている場合は含めます。）である個人事業所等、上記の義務がない場合については、適用除外となりますので、コード³を記入してください。

項番43：厚生年金保険加入の有無

- ① 厚生年金保険は、厚生年金保険法に基づき、被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいいます。）を使用する事業主が、その使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が厚生年金保険の被保険者になったことについて、年金事務所長に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合）は、減点評価となります。
- ② この届出を行っている場合は¹を、行っていない場合は²を記入してください。
- ③ 常時使用する従業員が4人以下（事業主及びその家族は含めません。他の従業員と同様に勤務時間を拘束され、給料を支払っている場合は含めます。）である個人事業所等、上記の義務がない場合については、適用除外となりますので、コード³を記入してください。

項番44：建設業退職金共済制度加入の有無

- ① 建設業退職金共済制度とは、中小企業退職金共済法に基づき、当該業種の現場で働く期間雇用の労働者に対し、1つの業種に就労した全期間を通算して退職金を支給する制度です。
- ② 審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部との間で、特定業種退職金共済契約の締結（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含みます。）をしている場合で、正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除き、加点点評価となります。
- 例えば、申請者が自ら期間雇用に係る労働者を雇用するとともに、申請者の下請負人においても期間雇用に係る労働者を雇用する実体があれば、申請者自らの特定業種退職金共済契約の締結と委託等に基づく下請負人の事務処理のいずれも行っている場合、制度へ加入していることとして認められます。
- ③ 契約を締結している場合は¹を、締結していない場合は²を記入してください。
- ④ 中小企業退職金共済法上は、公共工事・民間工事を問わず工事を受注した場合には必ず共済証紙を購入しなければならないこととされているため、新規加入等の正当な理由がなく共済証紙の購入実績が無い等履行実績が劣っていると認められる場合、又は履行実績がないため証明書の発行を拒否された場合には、加入（¹）とは認められません。

項番45：退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

- ① 審査基準日において、次のいずれかに該当する場合、加点点評価となります。該当する場合はコード¹を、いずれにも該当しない場合はコード²を記入してください。

ア 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること、又は退職手当に関する事項についての規則が定めている場合

なお、就業規則については、次の要件を全て満たしている必要があります。

- ・退職手当の決定、計算、支払方法及び支払時期に関する定めがあること。
- ・常時10人以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署に届出を行っていること。
- ・著しく低額、支払いの実績が認められない等、名目的な制度に過ぎないものでないこと（労働協約についても同じ。）。

イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約（特定業種退職金共済契約は除きます。）を締結している場合

退職金共済契約のうち退職一時金制度と認められる契約は、中小企業退職金共済法に基づき雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を対象とした退職金共済契約をいい、特定業種退職金共済契約とはその給付対象が異なります。

ウ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約を締結している場合

特定退職金共済団体との退職金共済契約とは、市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会及び公益法人等で、その行う退職金共済事業について税務署長の承認を受けたものをいいます。

エ 厚生年金基金を設立している場合（既存の厚生年金基金に加入していることにより、事後にその設立事務所となる場合を含みます。）

厚生年金基金とは、厚生年金保険法に基づき、企業ごと又は職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするものをいいます。

オ 法人税法に規定する適格退職年金契約を締結している場合

適格退職年金契約とは、法人税法に基づき、事業主がその使用人を受益者等として掛金等を信託銀行又は生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するものをいいます。

カ 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金を導入している場合

確定給付企業年金とは、事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいいます。

キ 確定拠出年金法に規定する企業型年金を導入している場合

企業型年金とは、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいいます。

② 退職一時金制度の対象としては、中小企業退職金共済に加入している場合に準じて、期間雇用に係る労働者、試用期間中の労働者その他これらに類する者を除き、原則として建設業に従事する全ての従業員を対象とするものであることが必要です。

③ 審査基準日における制度導入の有無を確認することとなりますが、審査基準日の前後で制度の導入と廃止を繰り返す等詐欺的な事例と認められる場合には、導入とは判断しません。

項番46：法定外労働災害補償制度加入の有無

- ① 審査基準日において、公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者、保険会社又は建設業者団体等との間で労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害に関する給付についての契約を締結している場合は、加点点評価となります。締結している場合はコード $\boxed{1}$ を、締結していない場合は $\boxed{2}$ を記入してください。
- ② 契約の内容は、次の要件を全て満たしている必要があります。
- ア 業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること。
- イ 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人（数次の請負による場合にあつては、全ての下請負人）の直接の使用関係にある全ての職員を対象とするものであること。
- ウ 原則として、死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害の全てを対象とするものであること。ただし、業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない。
- ③ 共同企業体及び海外工事を除く全工事現場を保証するものは対象となりますが、工事現場単位で加入する制度又は記名式の制度は、一般的には上記②イの要件を満たしていることが確認できないので、加点点対象とはなりません。
- ④ 準記名式の普通傷害保険については、②ア～ウの要件を全て満たし、かつ、次の要件を全て満たす場合に限り加入（ $\boxed{1}$ ）と認められます。
- ア 政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済みであること。
- イ 被保険者数が②イの要件を満たすものであること。
- ⑤ 建設業者団体、互助会等が取り扱ういわゆる団体保険制度については、建設業者団体等と保険会社との間で上記②ア～ウの要件を満たす契約が締結されている場合には、申請者と保険会社との間で契約が締結されているものとみなされ、加点点評価の対象となります。
- ⑥ 審査基準日における制度導入の有無を確認することとなりますが、審査基準日の前後で制度の導入と廃止を繰り返す等詐欺的な事例と認められる場合には、導入とは判断しません。

項番47：若年技術職員の継続的な育成及び確保

審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「技術職員数」の欄には技術職員名簿に記載した技術職員の人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員数を、「若年技術職員の割合」の欄には若年技術職員数の欄に記載した数値を技術職員数の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。

項番48：新規若年技術職員の育成及び確保

審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員数の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。また、「新規若年技術職員数」の欄には、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。

項番49：CPD単位取得数

「CPD単位取得数」の欄には、別紙二「技術職員名簿」に記入したCPD単位取得数と、様式第3号の3「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載したCPD単位の合計を記入してください（各技術者あたり30単位が上限）。

「技術者数」の欄には、別紙二「技術職員名簿」に掲載した人数と、様式第3号の3「CPD単位を取得した技術者名簿」に掲載した人数の合計を記入してください。

項番50：技能レベル向上者数（提出書類 様式第6号）

「技能レベル向上者数」の欄には、様式第6号「技能者名簿」で「レベル向上」欄に○印がある者の人数を記載してください。

「技能者数」の欄には、様式第6号に掲載した人数を記載してください。

「控除対象者」の欄には、様式第6号で「控除対象」欄に○印がある者の人数を記載してください。

※様式第6号の記載方法は様式下部記載要領を参照。

様式第6号					
(用紙A4)					
年 月 日					
技能者名簿					
通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	県土 太郎	昭和21年10月1日	令和*年*月**日	○	
2	建設 次郎	昭和30年10月2日	令和*年*月**日		○
3	建設 三郎	昭和34年10月3日	令和*年*月**日		

項番51：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定（1 段階目）」を受けている場合は¹を、「えるぼし認定（2 段階目）」を受けている場合は²を、「えるぼし認定（3 段階目）」を受けている場合は³を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は⁴を、いずれの認定も受けていない場合は⁵を記入してください。

項番52：次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は¹を、「トライくるみん認定」を受けている場合は²を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は³を、いずれの認定も受けていない場合は⁴を記入してください。

項番53：青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は¹を、受けていない場合は²を記入してください。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

項番54：建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

審査基準日以前 1 年のうちに発注者から直接請け負った日本国内における建設工事のうち、建設業法施行令第一条の二第一項に定める軽微な工事、防災協定（国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。）又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定をいう。）に基づき行う災害応急対策若しくは契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策（以下「軽微な工事等」という。）以外の「全ての建設工事で実施」した場合は「1」を、軽微な工事等以外の「全ての公共工事で実施」した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入してください。

項番55：営業年数

- ① 「初めて許可（登録）を受けた年月日」から審査基準日までの年数（1年未満切り捨て）を記入してください。

「営業年数」＝「最初の登録又は許可の年月日」から「審査基準日」までの年数
（1年未満切り捨て）

（最初の登録又は許可の年）

$$= \text{審査基準日の属する年の西暦年} - \left(\begin{array}{l} \text{「昭和」} + 1925 \\ \text{「平成」} + 1988 \\ \text{「令和」} + 2018 \end{array} \right)$$

（審査基準日時点で最初の登録又は許可の月日が未到来の場合は、さらに1を引いてください。）

最初の登録又は 許可の年月日	審査基準日	計算式	営業年数
昭和30年 6月5日	平成31年 (2019年) 3月31日	2019－（30＋1925）＝64	63年 （審査基準日時点で最初の登録又は許可の月日が未到来のため、計算結果からさらに1を引く）
平成元年 1月10日	令和元年 (2019年) 12月31日	2019－（1＋1988）＝30	30年
令和2年 3月30日	令和4年 (2022年) 8月31日	2022－（2＋2018）＝2	2年

（注）最初の登録又は許可の年月日が昭和の場合は「昭和」、平成の場合は「平成」、令和の場合は「令和」の計算式により計算してください。

休業等期間がある場合、又は最初の登録、若しくは許可の月日が審査基準日の翌日の場合等、必ずしもこの計算式のとおりにならない場合があります。

- ② 休業及び許可切れ等の期間がある場合には、その期間を控除してください。この場合には、右表の「休業等期間」欄に控除した期間を記入してください。表内の年号については不要のものを消してください。

- ③ 組織変更又は建設業の譲受けの沿革があり、当該変更又は譲受けの前に既に建設業の許可又は登録を有していたことがある場合には、当該許可又は登録を受けた時が営業年数の起算点となります。この場合、右表の「備考（組織変更等）」欄に組織変更、合併又は営業譲渡等の沿革及び年月日を記入してください。表内の年号については不要のものを消してください。

【「備考（組織変更等）」欄の記入例】

「昭和60年10月1日（有）→（株）」（略記して構いません。）

- ④ 平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた場合は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数（休業等の期間を除きます。）を記入してください。

項番56：民事再生法又は会社更生法の適用の有無

- ① 平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入してください。
- ② 右表の「再生手続又は更生手続開始決定日」「再生計画又は更生計画認可日」「更生手続又は更生手続終結決定日」欄には、該当する年月日を記入してください。

項番57：防災協定の締結の有無

- ① 防災協定とは、災害時の建設業者の防災活動等について定めた建設業者と国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等を指します。）又は地方公共団体との間の協定をいいます。
- ② 審査基準日において、次のいずれかに該当する防災協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入してください。

ア 国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定

イ 所属する社団法人等の団体（必ずしも法人格を必要としません。）が国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定
- ③ 防災協定による災害時の活動が有償で行われる場合でも、防災協定を締結していると認められます。
- ④ 防災協定において防災活動の単価を定めている場合（単価が明らかに実費相当であるような場合を除きます。）又は協定締結者を入札で決定しているような場合等、防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約と見なされるような場合は、防災協定を締結していると認められません。
- ⑤ 防災協定に定める具体的な活動内容についての制限はありません（建設工事に該当しない活動でも認められます。）

項番58、59：営業停止処分の有無、指示処分の有無

- ① 当期事業年度開始日の直前1年（審査対象年）において、法第28条の規定による営業停止処分、指示処分を命ぜられたことがある場合はコード「1」を、受けたことがない場合はコード「2」を記入してください。
- ② 営業停止処分は、営業停止開始日ではなく、処分書交付日が基準日となります。
- ③ 指名停止措置は該当しません。

項番60：監査の受審状況

① 監査の受審状況については、次のいずれかの場合に加点評価となります。

ア 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合は、コード¹を記入してください。

イ 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合は、コード²を記入してください。

ウ 【項番53】に記入した者のいずれかが、「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」を用いて経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付して提出する場合は、コード³を記入してください。

② 監査の受審状況は、以下のいずれかの書類により確認します。

ア 有価証券報告書又は監査証明書

イ 会計参与が作成した会計参与報告書

ウ 「経理処理の適正を確認した旨の書類」

(例)

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、県土整備建設(株)の令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの第10期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

岩手県知事 様

令和〇年〇月〇日

商号又は名称	県土整備建設(株)
所属・役職	〇〇部〇〇課長
氏名	経理 太郎 印

以上

(A4)

③ ①ア～ウのいずれにも該当しない場合は、コード⁴を記入してください。

④ 経理実務の責任者として、いわゆる顧問税理士等は認められません。

項番61：公認会計士等の数

公認会計士等については、以下の場合に対象となります（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限る）。

- ① 公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者（公認会計士として登録されていることが前提）。
- ② 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者（税理士として登録されていることが前提）。
- ③ 1級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者及び1級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者。

項番62：二級登録経理試験合格者等の数

二級登録経理試験合格者等については、以下の場合に対象となります（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限る）。

- 2級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しない者及び2級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者。

※ 項番53、54に係る1～2級登録経理試験合格者について

平成28年度以前に1級または2級の登録経理試験に合格した者であっても、令和5年3月末までの間は、引き続き評価対象となります

項番63：研究開発費（2期平均）

- ① 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合（「項番52 監査の受審状況」欄においてコード「1」を記入している会計監査人設置会社に限ります。）は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入してください。それ以外の場合はコラムに「0」を記入してください。
- ② 下表のコラムには、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入してください。なお、事業年度の変更、組織変更、合併等に係る申請では、審査基準日に合わせて按分計算する必要があります。

項番64：建設機械の所有及びリース台数

① 審査基準日において建設機械を自ら所有している場合、又は審査基準日から1年7か月間以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合、その建設機械の台数の合計を記入してください。この台数と別表1に記入する台数は一致します。

② 対象となる建設機械は以下のとおりです。

名 称	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
トラクター ショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーター グレーダー	自重が5 t 以上のもの
ダンプ車	自動車検査証において車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
移動式 クレーン	つり上げ荷重が3トン以上のもの
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー等の自走可能であり、特定自主検査の対象となるもの
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機

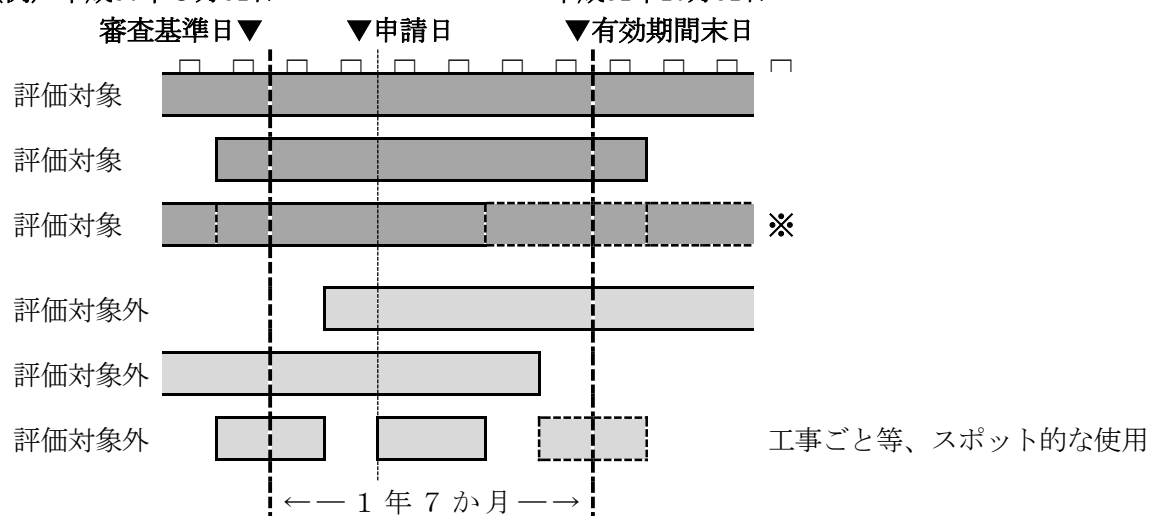
③ 共同利用、共有の場合ともに、申請者が専ら使用できることが明確となっていない限り、評価対象に含めません。（結果、1台の建設機械を複数社で評価することにはなりません。）。

④ 評価対象となるリース契約は、経営事項審査の有効期間（1年7か月間）中の使用期間が定められている（審査基準日から1年7か月間以上の契約期間を有する）ものとなります。あくまで、審査基準日から将来に渡って1年7か月間以上の使用期間がある場合に評価対象となります

- ⑤ リースとは、会計上のファイナンスリースとオペレーティングリース、リースとレンタル等の契約上の違いは考慮せず、審査基準日から1年7か月間以上の使用期間がある賃貸借契約については、全てリース契約として評価します。

(例) 平成30年3月31日

平成31年10月31日



※ 例えば、単年のリース契約期間であるものの、契約書に「借受側の申し出が無い場合は自動更新する」等の記載がある場合

- ⑥ 確認書類による確認は、全台数のうち15台（全台数が15台未満の場合は全て）に係るものとします。

なお、建設機械が評価対象（上記②の範囲）となっていることを確認する必要がありますので、種類及び型式等が判別できる書類をご準備願います。

- ⑦ 建設機械が正常に稼働していることについては、「特定自主検査記録表」、「自動車検査証」、「移動式クレーン検査証」のいずれかにより確認します。

別表1 建設機械の保有状況一覧表

- ① 審査基準日において自ら所有又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している全ての建設機械について記入してください（16台以上保有している場合に、16台目以降は記載を省略しても可）。なお、ここで記入する台数と別紙三項番56の台数は一致します（16台目以降の記載を省略した場合を除く）。

- ② 「建設機械の種類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

- ③ 「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

- ・「ショベル系掘削機」（加点対象：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。
- ・「ブルドーザー」（加点対象：自重3トン以上）にあつては、自重。
- ・「トラクターショベル」（加点対象：バケット容量が0.4立方メートル以上）にあつては、バケット容量。
- ・「モーターグレーダー」（加点対象：自重が5トン以上）にあつては、自重。
- ・「移動式クレーン」（加点対象：つり上げ荷重3トン以上）にあつては、つり上げ荷重。

- ・「ダンプ車」（加対象：自動車検査証に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」の記載があり、土砂等の運搬に供されるもの。自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載がある場合は対象外）にあつては、車両総重量又は最大積載量。
- ・「締固め用機械（加対象：ロードローラー（ハンドガイドローラー含む）、タイヤローラー、振動ローラー）にあつては、ロードローラー、ハンドガイドローラー、タイヤローラー、振動ローラー。
- ・解体用機械（加対象：ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機、解体用アタッチメント）にあつては、ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機、解体用アタッチメント。
- ・高所作業車（作業床の高さが2 m以上）にあつては、作業床の高さ

- ④ 「所有又はリース」欄には、あてはまる方を○で囲むこと。
- ⑤ 「取得日又はリース期間」欄には、自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間（始期と終期）を記入してください。
- ⑥ 「検査実施年月日」欄について、「移動式クレーン」と「ダンプ車」は有効期間の満了日を記入すること。それ以外については、特定自主検査実施年月日を記入すること。

○ 特定自主検査とは（参考）

労働安全衛生法に規定する定期自主検査を行わなければならない機械のうち、建設機械（油圧ショベル等）や荷役運搬機械（フォークリフト等）といった特定の機械について、一定の資格を持つ検査者により、1年以内に1回受けなければならない検査です。

・特定自主検査の方法

【事業内検査】ユーザーが自社で使用する機械を、資格を持つ検査者に実施させるもの。

【検査業者検査】ユーザーの依頼により、登録検査業者が実施するもの。

・特定自主検査を行うための資格

【事業内検査】厚生労働大臣が定める研修を修了した者／国家検定取得者等一定の資格のある者

【検査業者検査】厚生労働大臣に登録した検査業者／都道府県労働局に登録した検査業者

・検査の結果不備が見つかった場合

労働安全衛生法第20条、労働安全衛生法施行規則第171条により、事業者は機械等に異常が認められた場合には、危険を防止するために直ちに補修その他必要な措置を講じなければならないとされています。（罰則あり）

株式会社○○建設
代表取締役 ○○△

知
無
信
三

日 月 年 日 月 年

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日 リース開始日 リース期間満了日	検査実施年月日 又は、 有効期間満了日
1	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	△製作所	ZZ-99EFG	0123456	バックホウ	自社所有 <u>リース</u>	令和2年4月1日 令和7年3月31日	令和5年3月1日
2	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	□□建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有 <u>リース</u>	平成19年11月22日	令和5年11月22日
3	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械	○×自動車	XXX-AAABBB	☆☆建 1234	最大積載量9,000kg	自社所有 <u>リース</u>	平成22年1月21日	令和5年1月10日
	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 <u>リース</u>	リース終了日が、審査基準日から1年7ヶ月以降にあること	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 <u>リース</u>		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 <u>リース</u>	[特定自主検査の場合] ・審査基準日前1年以内に検査年月日があること ・新車の場合は、次回検査予定年月日を記載	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 <u>リース</u>	[製造時等検査・性能検査・自動運転検証の場合] ・審査基準日が有効期間満了日より以前であること	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 <u>リース</u>		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 <u>リース</u>		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 <u>リース</u>		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクタージョーベール・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・ダンプ車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有 <u>リース</u>		年 月 日

項番65、66、67：エコアクション21、ISO9001、ISO14001の登録の有無

- ① 審査基準日において、エコアクション21、国際標準化機構第9001号又は14001号の規格により登録されている場合に「1」を記入してください。
- ② ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合、及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、評価の対象となりません。
- ③ ISOの認証を受けている建設業の業種が、経営事項審査で今回申請する業種と異なる場合も、評価対象となります。
- (例) 経営事項審査申請業種が土木工事業、ISO認証が建築工事業の場合は、評価の対象

		ISO9001登録有	ISO9001登録無
ISO14001登録有	エコアクション21登録有	10点	5点
	エコアクション21登録無		
ISO14001登録無	エコアクション21登録有	8点	3点
	エコアクション21登録無	5点	0点

「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」 (項番60：監査の受審状況関係)

項 目	内 容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金 銭 債 権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸 倒 損 失 貸 倒 引 当 金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有 価 証 券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。 売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。 その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚 卸 資 産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

項 目	内 容
未 成 工 事 支 出 金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。 施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経 過 勘 定 等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。 立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固 定 資 産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。 適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。 予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。 使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。 研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。 研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。 遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。 投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰 延 資 産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。 税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金 銭 債 務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。 営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。 借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未 成 工 事 受 入 金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。 引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退 職 給 付 債 務 退 職 給 付 引 当 金	確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合、退職給付引当金を計上している。 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
そ の 他 の 引 当 金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。 引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法 人 税 等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。 法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。 期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等（未収消費税等）がある場合、未払金（未収入金）又は未払消費税等（未収消費税等）として表示している。
税 効 果 会 計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。 繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。 過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。

項 目	内 容
収益・費用の計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。 原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。 引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。 建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。 工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。 工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。 実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。 工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。 工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
J V	共同施工方式のJ Vに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、J V全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。 分担施工方式のJ Vに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、J V全体の施工金額等、他の金額を計上していない。 J Vを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。 当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

Ⅳ 総合評定値（P）の計算方法

総合評定値（P）＝ $0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$

（注） 小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入する

（１） 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点（X1）

- ・ X1の評点は、業種毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ・ ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、全て同一の方法によらなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事 の種類別年間平均完成工事高	評 点
(1)	1,000億円以上	2,309
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$114 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{20,000,000} + 1,739$
(3)	600億円以上 800億円未満	$101 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{20,000,000} + 1,791$
(4)	500億円以上 600億円未満	$88 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{10,000,000} + 1,566$
(5)	400億円以上 500億円未満	$89 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{10,000,000} + 1,561$
(6)	300億円以上 400億円未満	$89 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{10,000,000} + 1,561$
(7)	250億円以上 300億円未満	$75 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{5,000,000} + 1,378$
(8)	200億円以上 250億円未満	$76 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{5,000,000} + 1,373$
(9)	150億円以上 200億円未満	$76 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{5,000,000} + 1,373$
(10)	120億円以上 150億円未満	$64 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{3,000,000} + 1,281$
(11)	100億円以上 120億円未満	$62 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{2,000,000} + 1,165$
(12)	80億円以上 100億円未満	$64 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{2,000,000} + 1,155$
(13)	60億円以上 80億円未満	$50 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{2,000,000} + 1,211$
(14)	50億円以上 60億円未満	$51 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{1,000,000} + 1,055$
(15)	40億円以上 50億円未満	$51 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{1,000,000} + 1,055$
(16)	30億円以上 40億円未満	$50 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{1,000,000} + 1,059$
(17)	25億円以上 30億円未満	$51 \times \frac{\text{年間平均完成工事高}}{500,000} + 903$

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事 の 種類別年間平均完成工事高		評 点				
(18)	20億円以上	25億円未満	39	×	(年間平均完成工事高)	÷	500,000 + 963
(19)	15億円以上	20億円未満	36	×	(年間平均完成工事高)	÷	500,000 + 975
(20)	12億円以上	15億円未満	38	×	(年間平均完成工事高)	÷	300,000 + 893
(21)	10億円以上	12億円未満	39	×	(年間平均完成工事高)	÷	200,000 + 811
(22)	8億円以上	10億円未満	38	×	(年間平均完成工事高)	÷	200,000 + 816
(23)	6億円以上	8億円未満	25	×	(年間平均完成工事高)	÷	200,000 + 868
(24)	5億円以上	6億円未満	25	×	(年間平均完成工事高)	÷	100,000 + 793
(25)	4億円以上	5億円未満	34	×	(年間平均完成工事高)	÷	100,000 + 748
(26)	3億円以上	4億円未満	42	×	(年間平均完成工事高)	÷	100,000 + 716
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	24	×	(年間平均完成工事高)	÷	50,000 + 698
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	28	×	(年間平均完成工事高)	÷	50,000 + 678
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	34	×	(年間平均完成工事高)	÷	50,000 + 654
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	26	×	(年間平均完成工事高)	÷	30,000 + 626
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	19	×	(年間平均完成工事高)	÷	20,000 + 616
(32)	8,000万円以上	1億円未満	22	×	(年間平均完成工事高)	÷	20,000 + 601
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	28	×	(年間平均完成工事高)	÷	20,000 + 577
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	16	×	(年間平均完成工事高)	÷	10,000 + 565
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	19	×	(年間平均完成工事高)	÷	10,000 + 550
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	24	×	(年間平均完成工事高)	÷	10,000 + 530
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	13	×	(年間平均完成工事高)	÷	5,000 + 524
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	16	×	(年間平均完成工事高)	÷	5,000 + 509
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	20	×	(年間平均完成工事高)	÷	5,000 + 493

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事 の 種類別年間平均完成工事高	評 点
		高)
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	14 × (年間平均完成工事高) ÷ 3,000 + 483
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	11 × (年間平均完成工事高) ÷ 2,000 + 473
(42)	1,000万円未満	131 × (年間平均完成工事高) ÷ 10,000 + 397

(注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 自己資本額及び平均利益額に係る評点 (X 2)

- ・ X 2 の評点は、自己資本額の点数 (X 2 1) 及び平均利益額の点数 (X 2 2) の合計点数を 2 で除した数値 (小数点以下切り捨て) として求める。

計算式: $X 2 \text{ 評点} = \{ \text{自己資本額の点数 (X 2 1)} + \text{平均利益額の点数 (X 2 2)} \} \div 2$

(注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

ア 自己資本額の点数 (X 2 1)

- ・ X 2 1 は、自己資本の額 (= 純資産合計の額) 又は平均自己資本額 (2 期平均) を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ・ ただし、自己資本の額が 0 円に満たない場合は 0 円とみなす。

区分	自己資本の額又は平均自己資本額	点 数
(1)	3,000億円以上	2,114
(2)	2,500億円以上 3,000億円未満	63 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,736
(3)	2,000億円以上 2,500億円未満	73 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,686
(4)	1,500億円以上 2,000億円未満	91 × (自己資本額) ÷ 50,000,000 + 1,614
(5)	1,200億円以上 1,500億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 30,000,000 + 1,557
(6)	1,000億円以上 1,200億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,503
(7)	800億円以上 1,000億円未満	61 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,463
(8)	600億円以上 800億円未満	75 × (自己資本額) ÷ 20,000,000 + 1,407
(9)	500億円以上 600億円未満	46 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,356
(10)	400億円以上 500億円未満	53 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,321
(11)	300億円以上 400億円未満	66 × (自己資本額) ÷ 10,000,000 + 1,269
(12)	250億円以上 300億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,233
(13)	200億円以上 250億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,193
(14)	150億円以上 200億円未満	57 × (自己資本額) ÷ 5,000,000 + 1,153
(15)	120億円以上 150億円未満	42 × (自己資本額) ÷ 3,000,000 + 1,114
(16)	100億円以上 120億円未満	33 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,084
(17)	80億円以上 100億円未満	39 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,054
(18)	60億円以上 80億円未満	47 × (自己資本額) ÷ 2,000,000 + 1,022
(19)	50億円以上 60億円未満	29 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 989
(20)	40億円以上 50億円未満	34 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 964
(21)	30億円以上 40億円未満	41 × (自己資本額) ÷ 1,000,000 + 936
(22)	25億円以上 30億円未満	25 × (自己資本額) ÷ 500,000 + 909

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点 数				
(23)	20億円以上	25億円未満	29	×	(自己資本額)	÷	500,000 + 889
(24)	15億円以上	20億円未満	36	×	(自己資本額)	÷	500,000 + 861
(25)	12億円以上	15億円未満	27	×	(自己資本額)	÷	300,000 + 834
(26)	10億円以上	12億円未満	21	×	(自己資本額)	÷	200,000 + 816
(27)	8億円以上	10億円未満	24	×	(自己資本額)	÷	200,000 + 801
(28)	6億円以上	8億円未満	30	×	(自己資本額)	÷	200,000 + 777
(29)	5億円以上	6億円未満	18	×	(自己資本額)	÷	100,000 + 759
(30)	4億円以上	5億円未満	21	×	(自己資本額)	÷	100,000 + 744
(31)	3億円以上	4億円未満	27	×	(自己資本額)	÷	100,000 + 720
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	15	×	(自己資本額)	÷	50,000 + 711
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	19	×	(自己資本額)	÷	50,000 + 691
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	23	×	(自己資本額)	÷	50,000 + 675
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	16	×	(自己資本額)	÷	30,000 + 664
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	13	×	(自己資本額)	÷	20,000 + 650
(37)	8,000万円以上	1億円未満	16	×	(自己資本額)	÷	20,000 + 635
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	19	×	(自己資本額)	÷	20,000 + 623
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	11	×	(自己資本額)	÷	10,000 + 614
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	14	×	(自己資本額)	÷	10,000 + 599
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	16	×	(自己資本額)	÷	10,000 + 591
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	10	×	(自己資本額)	÷	5,000 + 579
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	12	×	(自己資本額)	÷	5,000 + 569
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	14	×	(自己資本額)	÷	5,000 + 561
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	11	×	(自己資本額)	÷	3,000 + 548
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	8	×	(自己資本額)	÷	2,000 + 544
(47)		1,000万円未満	223	×	(自己資本額)	÷	10,000 + 361

(注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

イ 平均利益額の点数 (X 2 2)

- ・ X 2 2 は、平均利益額（営業利益＋減価償却実施額の2年平均）を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ・ ただし、平均利益額が0円に満たない場合は0円とみなす。

区分	平 均 利 益 額		点 数				
(1)	300億円以上						2,447
(2)	250億円以上	300億円未満	134	×	(平均利益額)	÷	5,000,000 + 1,643
(3)	200億円以上	250億円未満	151	×	(平均利益額)	÷	5,000,000 + 1,558
(4)	150億円以上	200億円未満	175	×	(平均利益額)	÷	5,000,000 + 1,462
(5)	120億円以上	150億円未満	123	×	(平均利益額)	÷	3,000,000 + 1,372
(6)	100億円以上	120億円未満	93	×	(平均利益額)	÷	2,000,000 + 1,306
(7)	80億円以上	100億円未満	104	×	(平均利益額)	÷	2,000,000 + 1,251
(8)	60億円以上	80億円未満	122	×	(平均利益額)	÷	2,000,000 + 1,179
(9)	50億円以上	60億円未満	70	×	(平均利益額)	÷	1,000,000 + 1,125
(10)	40億円以上	50億円未満	79	×	(平均利益額)	÷	1,000,000 + 1,080
(11)	30億円以上	40億円未満	92	×	(平均利益額)	÷	1,000,000 + 1,028

区分	平 均 利 益 額		点 数						
(12)	25億円以上	30億円未満	54	×	(平均利益額)	÷	500,000	+	980
(13)	20億円以上	25億円未満	60	×	(平均利益額)	÷	500,000	+	950
(14)	15億円以上	20億円未満	70	×	(平均利益額)	÷	500,000	+	910
(15)	12億円以上	15億円未満	48	×	(平均利益額)	÷	300,000	+	880
(16)	10億円以上	12億円未満	37	×	(平均利益額)	÷	200,000	+	850
(17)	8億円以上	10億円未満	42	×	(平均利益額)	÷	200,000	+	825
(18)	6億円以上	8億円未満	48	×	(平均利益額)	÷	200,000	+	801
(19)	5億円以上	6億円未満	28	×	(平均利益額)	÷	100,000	+	777
(20)	4億円以上	5億円未満	32	×	(平均利益額)	÷	100,000	+	757
(21)	3億円以上	4億円未満	37	×	(平均利益額)	÷	100,000	+	737
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	21	×	(平均利益額)	÷	50,000	+	722
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	24	×	(平均利益額)	÷	50,000	+	707
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	27	×	(平均利益額)	÷	50,000	+	695
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	20	×	(平均利益額)	÷	30,000	+	676
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	15	×	(平均利益額)	÷	20,000	+	666
(27)	8,000万円以上	1億円未満	16	×	(平均利益額)	÷	20,000	+	661
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	19	×	(平均利益額)	÷	20,000	+	649
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	12	×	(平均利益額)	÷	10,000	+	634
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	12	×	(平均利益額)	÷	10,000	+	634
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	15	×	(平均利益額)	÷	10,000	+	622
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	8	×	(平均利益額)	÷	5,000	+	619
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	10	×	(平均利益額)	÷	5,000	+	609
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	11	×	(平均利益額)	÷	5,000	+	605
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	7	×	(平均利益額)	÷	3,000	+	603
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	6	×	(平均利益額)	÷	2,000	+	595
(37)		1,000万円未満	78	×	(平均利益額)	÷	10,000	+	547

(注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(3) 経営状況の評点 (Y)

- Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに「経営状況点数 (A)」の算式によって算出した点数を「経営状況の評点 (Y)」の算式に当てはめて求める。

計算式：Y 評点 = $167.3 \times A + 583$ (最高点1,595点、最低点0点)

(注) 小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\begin{aligned} \text{経営状況点数 (A)} = & -0.4650 \times x_1 - 0.0508 \times x_2 + 0.0264 \times x_3 + 0.0277 \times x_4 \\ & + 0.0011 \times x_5 + 0.0089 \times x_6 + 0.0818 \times x_7 + 0.0172 \times x_8 \\ & + 0.1906 \end{aligned}$$

(注) 小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

【経営状況分析の8指標】

属 性	記号	経営状況分析の指標 { () 内はY評点への寄与度 }	算 出 式	上限値	下限値
負債 抵抗力	x 1	純支払利息比率 (29.90%)	(支払利息－受取利息配当金) ／売上高×100	5.1 %	－0.3 %
	x 2	負債回転期間 (11.40%)	(流動負債＋固定負債) ／ (売上高÷12)	18.0 か月	0.9 か月
収益性 ・効率性	x 3	総資本売上総利益率 (21.40%)	売上総利益 ／※総資本（2期平均）×100	63.6 %	6.5 %
	x 4	売上高経常利益率 (5.7%)	経常利益／売上高×100	5.1 %	－8.5 %
財務 健全性	x 5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	－76.5 %
	x 6	自己資本比率 (14.60%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	－68.6 %
絶対的 力量	x 7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー ／1億※（2年平均）	15.0 億円	－10.0 億円
	x 8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金／1億	100.0 億円	－3.0 億円

(注) ・ x 1 及び x 2 については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。

- ・ x 3 については、総資本を2期平均とし、さらにその平均の額が3,000万円未満の場合は3,000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益と読み替える。
- ・ x 4 について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
- ・ x 7 については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。

【営業キャッシュ・フローの計算】

営業キャッシュ・フロー＝経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税±引当金（貸倒引当金）増減額±売掛債権（受取手形＋完成工事未収入金）増減額±仕入債務（支払手形＋工事未払金）増減額±棚卸資産（未成工事支出金＋材料貯蔵品）増減額±受入金（未成工事受入金）増減額

- ・ x 8 について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。
- ・ x 1 ～ x 8 の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

（4）技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高（Z）

- ・ Z の評点は、技術職員の数の点数（Z 1）に5分の4を乗じたものと、元請完成工事高の点数（Z 2）に5分の1を乗じたものの合計（小数点以下切り捨て）として求める。

計算式：Z 評点＝{技術職員の数の点数（Z 1）×0.8}
＋{元請完成工事高の点数（Z 2）×0.2}

(注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

ア 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数の点数（Ｚ１）

- ・Ｚ１は、許可を受けた建設業の種類毎に、次の算式により「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{技術職員数値} = 1 \text{ 級監理受講者数} \times 6 + 1 \text{ 級技術者数} \times 5 + 1 \text{ 級技士補} \times 4 \\ + \text{基幹技能者数} \times 3 + 2 \text{ 級技術者数} \times 2 + \text{その他技術者数} \times 1$$

（注１） １級監理受講者とは、１級技術者であつて、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者（ただし、直前５年以内に講習を受講したものに限る）。

（注２） 基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了した者及びレベル４技能者。

（注３） ２級技術者は、２級技術者等及びレベル３技能者。

- ・ただし、１人の職員につき技術職員として申請できるのは２業種まで。

区分	技術職員数値	点 数
(１)	15,500以上	2,335
(２)	11,930以上 15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(３)	9,180以上 11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(４)	7,060以上 9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(５)	5,430以上 7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(６)	4,180以上 5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(７)	3,210以上 4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(８)	2,470以上 3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(９)	1,900以上 2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	1,460以上 1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	1,130以上 1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	870以上 1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	670以上 870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	510以上 670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	390以上 510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	300以上 390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	230以上 300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	180以上 230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	140以上 180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	110以上 140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	85以上 110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	65以上 85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	50以上 65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	40以上 50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	30以上 40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	20以上 30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	15以上 20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	10以上 15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	5以上 10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)	5未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

（注） 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

イ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数（Ｚ２）

- ・Ｚ２は、許可を受けた建設業の種類毎の直前２年又は直前３年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ・ただし、直前２年平均又は直前３年平均の選択については、Ｘ１（完成工事高）の方法と同一でなければならない。

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	評 点
(１)	1,000億円以上	2,865
(２)	800億円以上 1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(３)	600億円以上 800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(４)	500億円以上 600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(５)	400億円以上 500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(６)	300億円以上 400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(７)	250億円以上 300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(８)	200億円以上 250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(９)	150億円以上 200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上 150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上 120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上 100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上 80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上 60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上 50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上 40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上 30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上 25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上 20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上 15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上 12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上 10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上 8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上 6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上 5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上 4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	評 点
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1,000万円未満	$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

(注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(5) その他の審査項目（社会性等）（W）

- Wの評点は、担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）、建設業の営業継続の状況（W2）、防災協定締結の有無（W3）、法令遵守の状況（W4）、建設業の経理に関する状況（W5）、研究開発の状況（W6）、建設機械の保有状況（W7）、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（W8）、の点数の合計点数に10を乗じ、さらに $175/200$ を乗じた数値として求める。

計算式：W評点＝{担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）＋営業継続の状況の点数（W2）
 ＋防災協定締結の有無の点数（W3）＋法令遵守状況の点数（W4）
 ＋建設業経理状況の点数（W5）＋研究開発状況の点数（W6）
 ＋建設機械の保有状況の点数（W7）
 ＋国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数（W8）
 $\times 10 \times 175 / 200$

(注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

ア 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）

- W1は、ア 雇用保険加入の有無、イ 健康保険加入の有無、ウ 厚生年金保険加入の有無、エ 建設業退職金共済制度加入の有無、オ 退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無、カ 法定外労働災害補償制度加入の有無、キ 若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況、ク 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況、ケ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況、コ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について以下により求める。

- ・ア～カの合計＝ $y_1 \times 15 - y_2 \times 40$

y_1 （加点评価）：以下の3項目のうち、加入又は導入をしているとされたものの数

- ・建設業退職金共済制度への加入
- ・退職一時金制度又は企業年金制度の導入
- ・法定外労働災害補償制度への加入

y_2 （減点评価）：以下の3項目のうち、加入をしていないとされたものの数

- ・雇用保険の未加入
- ・健康保険の未加入
- ・厚生年金保険の未加入

・キ 若齢技術職員の継続的な育成及び確保の状況、新規若齢技術職員の育成及び確保の状況について、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

区分	若齢技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
(1)	該当（技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上）	1
(2)	非該当（〃 15%未満）	0

区分	新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
(1)	該当（新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上）	1
(2)	非該当（〃 1%未満）	0

・ク 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況について、下記①と②を合算して算出される数値を、下の表に当てはめて評点を算出する。

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
10	10
9以上10未満	9
8以上9未満	8
7以上8未満	7
6以上7未満	6
5以上6未満	5
4以上5未満	4
3以上4未満	3
2以上3未満	2
1以上2未満	1
1未満	0

※①、②それぞれの計算式は以下のとおり

① 技術者に関する評価

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

CPD 単位取得数については
p. 45 を参照。

$\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$ の数値は右の表参照。

3未満	0
3以上6未満	1
6以上9未満	2
9以上12未満	3
12以上15未満	4
15以上18未満	5
18以上21未満	6
21以上24未満	7
24以上27未満	8
27以上30未満	9
30	10

② 技能者に関する評価

$$\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

技能レベル向上者数
技能者数－控除対象者数の数値は右の表参照。

1.5%未満	0
1.5%以上3%未満	1
3%以上4.5%未満	2
4.5%以上6%未満	3
6%以上7.5%未満	4
7.5%以上9%未満	5
9%以上10.5%未満	6
10.5%以上12%未満	7
12%以上13.5%未満	8
13.5%以上15%未満	9
15%以上	10

・ケ ワーク・ライフ・バランスに関する取組について、審査基準日における各認定の取得をもって下記表のとりの評点で評価する。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち、最も配点の高いものを評価（最大5点）

・コ 技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況について、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

要件	点数
審査対象工事のうち、民間工事を含むすべての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうちすべての公共工事で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事：①～③を除く審査基準日以前1年以内の発注者から直接請け負った建設工事

- ①日本国内以外の工事
- ②建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③災害応急工事

該当措置：①～③のすべてを実施している場合に加点

- ①CCUS上での現場・契約情報の登録
- ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③経営事項審査申請時に様式第7号に掲げる誓約書の提出

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には加点しない。

イ 建設業の営業継続の状況（W2）

- ・W2は、営業年数の点数（W2 1）及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数（W2

2) の点数の合計として求める。

- ・営業年数の点数（W 2 1）は、建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ・ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

区分	営業年数	点数
(1)	35年以上	60
(2)	34年	58
(3)	33年	56
(4)	32年	54
(5)	31年	52
(6)	30年	50
(7)	29年	48
(8)	28年	46

区分	営業年数	点数
(9)	27年	44
(10)	26年	42
(11)	25年	40
(12)	24年	38
(13)	23年	36
(14)	22年	34
(15)	21年	32
(16)	20年	30

区分	営業年数	点数
(17)	19年	28
(18)	18年	26
(19)	17年	24
(20)	16年	22
(21)	15年	20
(22)	14年	18
(23)	13年	16
(24)	12年	14

区分	営業年数	点数
(25)	11年	12
(26)	10年	10
(27)	9年	8
(28)	8年	6
(29)	7年	4
(30)	6年	2
(31)	5年以下	0

- ・民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数（W 2 2）は、民事再生法又は会社更生法が適用されている場合に、－60点として求める。

区分	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数
(1)	無	0
(2)	有	－60

ウ 防災協定締結の有無の点数（W 3）

- ・W 3 は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に、15点として求める。

区分	防災協定締結の有無	点数
(1)	有	20
(2)	無	0

エ 法令遵守の状況の点数（W 4）

- ・W 4 は、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

区分	法令遵守の状況	点数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	－15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	－30

オ 建設業の経理の状況の点数（W5）

- W5は、監査の受審状況（W5 1）及び公認会計士等数（W5 2）の点数の合計として求める。

$$\text{計算式：建設業経理状況（W5）} = \text{監査受審状況の点数（W5 1）} \\ + \text{公認会計士等数の点数（W5 2）}$$

- 監査受審状況の点数（W5 1）は、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

区分	監 査 の 受 審 状 況	点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

(注) 区分(3)の場合に確認・署名する経理実務責任者は、告示第一の四の5の(二)のイに規定する公認会計士等（登録経理試験1級合格者を含む。）である。

- 公認会計士等数の点数（W5 2）は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{公認会計士等数値} = \text{公認会計士等の数（登録経理試験1級合格者を含む）} \times 1 \\ + \text{登録経理試験2級合格者等の数} \times 0.4$$

年間平均 完成工事高	項 目	公認会計士等数値					
	区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	点 数	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600億円以上		13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満		8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満		4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満		2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満		1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	—
1億円未満		0.4以上	—	—	—	—	0

カ 研究開発の状況（W6）

- ・W6は、研究開発費の額の平均の額を、以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ・ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

区分	平均研究開発費の額	点数	区分	平均研究開発費の額	点数
(1)	100億円以上	25	(14)	11億円以上 12億円未満	12
(2)	75億円以上 100億円未満	24	(15)	10億円以上 11億円未満	11
(3)	50億円以上 75億円未満	23	(16)	9億円以上 10億円未満	10
(4)	30億円以上 50億円未満	22	(17)	8億円以上 9億円未満	9
(5)	20億円以上 30億円未満	21	(18)	7億円以上 8億円未満	8
(6)	19億円以上 20億円未満	20	(19)	6億円以上 7億円未満	7
(7)	18億円以上 19億円未満	19	(20)	5億円以上 6億円未満	6
(8)	17億円以上 18億円未満	18	(21)	4億円以上 5億円未満	5
(9)	16億円以上 17億円未満	17	(22)	3億円以上 4億円未満	4
(10)	15億円以上 16億円未満	16	(23)	2億円以上 3億円未満	3
(11)	14億円以上 15億円未満	15	(24)	1億円以上 2億円未満	2
(12)	13億円以上 14億円未満	14	(25)	5,000万円以上 1億円未満	1
(13)	12億円以上 13億円未満	13	(26)	5,000万円未満	0

キ 建設機械の保有状況の点数（W7）

- ・W7は、建設機械の所有及びリース台数を、以下のテーブル表に当てはめて求める。

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数	区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台	15	(9)	7台	11
(2)	14台	15	(10)	6台	10
(3)	13台	14	(11)	5台	9
(4)	12台	14	(12)	4台	8
(5)	11台	13	(13)	3台	7
(6)	10台	13	(14)	2台	6
(7)	9台	12	(15)	1台	5
(8)	8台	12	(16)	0台	0

ク 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数（W8）

- ・W8は、エコアクション21、国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格による登録について、以下の区分のいずれかの場合に加点する。

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	エコアクション21の認証並びに第9001号及び第14001の登録	10
(2)	第9001号及び第14001号の登録	10
(3)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
(4)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
(5)	第9001号の登録	5
(6)	第14001号の登録	5
(7)	エコアクション21の認証	3
(8)	無	0